

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【事業年度】	第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	株式会社オプティマスグループ
【英訳名】	OPTIMUS GROUP COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山中 信哉
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目5番6号
【電話番号】	03 - 3456 - 1764
【事務連絡者氏名】	IR担当マネージャー 嘉悦 清隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目5番6号
【電話番号】	03 - 3456 - 1764
【事務連絡者氏名】	IR担当マネージャー 嘉悦 清隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	30,420,116	27,092,505	26,132,926	25,644,115	26,520,752
経常利益 (千円)	1,433,681	1,944,974	1,330,193	1,451,129	1,171,359
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	921,558	1,367,532	909,763	1,573,669	713,123
包括利益 (千円)	593,061	1,154,100	772,540	1,472,591	348,775
純資産額 (千円)	7,120,061	8,248,885	9,471,894	10,741,430	9,360,723
総資産額 (千円)	17,443,389	18,890,077	20,690,681	22,680,676	23,854,313
1株当たり純資産額 (円)	1,412.30	1,642.38	1,789.48	2,023.48	2,121.90
1株当たり当期純利益金額 (円)	186.00	272.28	178.58	294.96	151.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	174.66	293.98	-
自己資本比率 (%)	40.66	43.67	45.78	47.36	39.24
自己資本利益率 (%)	13.51	17.83	10.26	15.57	7.09
株価収益率 (倍)	-	-	11.23	4.43	4.99
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,403,814	336,746	522,719	471,046	705,538
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	187,605	217,513	802,670	230,741	1,705,351
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	411,953	171,856	1,060,877	111,771	1,672,582
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,236,048	4,463,194	4,195,004	4,958,026	4,183,310
従業員数 (人)	345	421	456	465	514
(外、平均臨時雇用者数)	(95)	(82)	(80)	(87)	(80)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、また、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 当社は、2017年12月26日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第4期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2017年6月30日開催の取締役会決議により、2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第5期の期首から適用しており、第4期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (千円)	1,184,047	1,337,477	1,251,623	1,191,156	1,359,970
経常利益 (千円)	512,264	350,178	217,645	161,796	327,798
当期純利益 (千円)	509,468	960,877	216,876	1,226,573	355,971
資本金 (千円)	157,829	157,829	383,104	431,100	431,100
発行済株式総数 (株)	1,004,505	1,004,505	5,293,125	5,353,045	5,353,045
純資産額 (千円)	4,949,113	5,909,990	6,577,335	7,557,127	6,881,167
総資産額 (千円)	11,464,569	13,554,597	14,504,655	15,248,369	15,824,773
1株当たり純資産額 (円)	985.38	1,176.70	1,242.63	1,423.62	1,559.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	26.00 (-)	57.00 (27.00)	48.00 (23.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	102.83	191.31	42.57	229.90	75.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	41.64	229.14	-
自己資本比率 (%)	43.17	43.60	45.35	49.56	43.48
自己資本利益率 (%)	10.99	17.70	3.47	17.36	4.93
株価収益率 (倍)	-	-	47.12	5.69	9.99
配当性向 (%)	-	-	14.6	24.8	63.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	14 (2)	19 (4)	27 (5)	27 (4)	28 (6)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	69.3 (147.0)	44.3 (101.8)
最高株価 (円)	-	-	3,100	1,450	1,350
最低株価 (円)	-	-	1,870	900	636

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っており、第4期は株式分割後の発行済株式総数をもとに記載しております。

3. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったので、期中平均株価が把握できないため、また、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、2017年12月26日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第4期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 2017年6月30日開催の取締役会決議により、2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、2017年12月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

9. 2017年12月26日付をもって東京証券取引所に株式を上場いたしましたので、第4期以前の株主総利回り及び比較指標については該当事項はありません。

2【沿革】

当社グループは、1988年4月に、当社代表取締役社長山中信哉が三重県度会郡小俣町（現 三重県伊勢市）において、水産食品の輸出入事業を目的として(株)日貿・ジャパントレーディング（現 (株)日貿）を設立したことから始まりました。また、同時期に、自動車組立産業の保護から市場開放へと政策を変更していたニュージーランドに着目し、1989年5月より日本の中古自動車を輸出するビジネスを本格的に稼働させました。

イギリス連邦加盟国のニュージーランドは、左車線・右ハンドルのため日本車との親和性も高く、当社グループの取扱台数は増加してまいりました。同時に、顧客のニーズを元として、船積前検査、非船舶運航事業、債権回収補助業務等、中古自動車輸出に係る関連サービスを手がけることで、事業領域も拡大させてきております。また、ニュージーランドでは、事業ごとに会社を設立するという商慣習が存在するため、当社グループも事業ごとに会社を設立して事業領域の拡大を図ってまいりました。

事業が多角化するなか、当社グループの持続的な成長を推進していくためには、事業環境の変化に合わせた意思決定の迅速化、重複する経営機能の効率化及びさらなる企業統治の強化が必要と考え、各事業をグループとして一体化し、経営資源を適切に配分できる体制を構築することが望ましいと判断しました。そのため、2015年1月に(株)日貿の単独株式移転により純粋持株会社である当社を設立しました。

当社グループの事業は、貿易、物流、サービス、検査の4つのセグメントからなり、2015年3月期におけるサービスセグメントでの企業再編、2016年3月期における物流セグメントでの企業再編のように、必要な企業再編をセグメントごとに実施してまいりましたが、2019年3月期において当社グループの主たる事業を行っているニュージーランドと今後の成長を見込むオーストラリアにおいて、それぞれの事業地域としての管理を強化する目的とした企業再編を実施いたしました。

以下に、当社グループの沿革を次のとおりセグメントごとに記載いたします。（詳細については、事業の変遷図をご参照下さい）。

(1) 当社

年 月	概要
2015年1月	株式会社日貿の単独株式移転により当社設立
2015年2月	ニュージーランドにおけるサービス事業の子会社管理を行う会社としてUniversal Finance Company Limitedを設立
2016年2月	物流事業を行う子会社に対する管理統括会社としてコンパス・ロジスティクス株式会社を設立
2017年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2018年8月	ニュージーランドの事業管理を強化する目的でOptimus Group New Zealand Limited（以下、OPT NZ）を設立
2018年9月	オーストラリアの事業管理を強化する目的でOptimus Group Australia Pty Ltd（以下、OPT AU）を設立
2018年10月	コンパス・ロジスティクス株式会社を吸収合併

(2) 貿易

年 月	概要
1988年4月	株式会社日貿・ジャパントレーディング（現 株式会社日貿）を設立し、水産食品の輸出入事業を開始
1989年5月	株式会社日貿・ジャパントレーディングがニュージーランド向けの中古自動車輸出事業を本格開始
2002年6月	株式会社日貿・ジャパントレーディングから株式会社日貿へ商号変更
2015年1月	株式移転により株式会社日貿が当社の100%子会社となる

(3) 物流

年 月	概要
1998年 1月	愛知県名古屋市に海外向けに輸出する中古自動車の検査検疫前に清掃・整備を行う会社としてポートサービス株式会社を設立
2010年 7月	愛知県名古屋市に陸送手配、輸出手続全般のサポートを行う会社として東海ロジスティクス株式会社を設立
2011年11月	神奈川県川崎市に海上及び陸上運送の取扱並びにその代理業を行う会社として大和 SHIPPING 株式会社を設立
2016年 3月	ポートサービス株式会社、大和 SHIPPING 株式会社、東海ロジスティクス株式会社の100%株式及び中古自動車の非船舶運航事業 (N V O C C (注)) を行う会社として Dolphin Shipping Agencies Limited (DSA)、Dolphin Shipping Australia Pty Ltd (DSAUS) の100%株式を取得
2018年 9月	中古自動車の輸出手続きに係る事業等を一体として運営することを目的として、大和 SHIPPING 株式会社を存続会社として、東海ロジスティクス株式会社を吸収合併し、大和ロジスティクス株式会社と名称変更
2018年 9月	DSAUSのニュージーランド支店にかかる事業資産を DSAI に譲渡し、 DSAI は Dolphin Shipping New Zealand Limited (以下、 DSNZ) に名称変更
2018年10月	DSNZを OPT NZ の子会社とし、また、 DSAUS を OPT AU の子会社とし、それぞれ地域別に管理するように再編
2018年11月	株式交換によりポートサービス株を大和ロジスティクス株の100%子会社とする

(注) N V O C C (Non-Vessel Operating Common Carrier) : 船舶を所有せず、船舶の積載スペース (船腹) を借りて顧客の貨物を輸送し付帯サービスの提供を行う事業者であります。

(4) サービス

年 月	概要
2015年 3月	株式会社日貿の債権回収補助を行う会社として Auto Advance Finance Limited 、ニュージーランドでの輸入自動車の卸売を行う会社として Trade Cars Limited 、同国のエンドユーザー向け自動車ローンを行う会社として Auto Finance Direct Limited 、同国で自動車メーカー Mahindra & Mahindra Limited の新車及びトラクター販売を行う会社として MD Distributors Limited の株式を100%取得、同国における輸入中古自動車の車検向け整備等を行う会社として Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited の株式を50%取得
2016年 2月	レンタカー事業を行う会社として Universal Rental Cars Limited を設立
2016年 3月	Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited の株式を50%追加取得し100%子会社化 Universal Rental Cars Limited がレンタカー事業を開始
2018年10月	Universal Finance Company Limited を OPT NZ の子会社とし、ニュージーランドにおけるサービス事業を OPT NZ で管理するように再編
2019年 4月	Universal Rental Cars Limited が USAVE Car & Truck Rentals Limited の関連事業及び資産を取得

(5) 検査

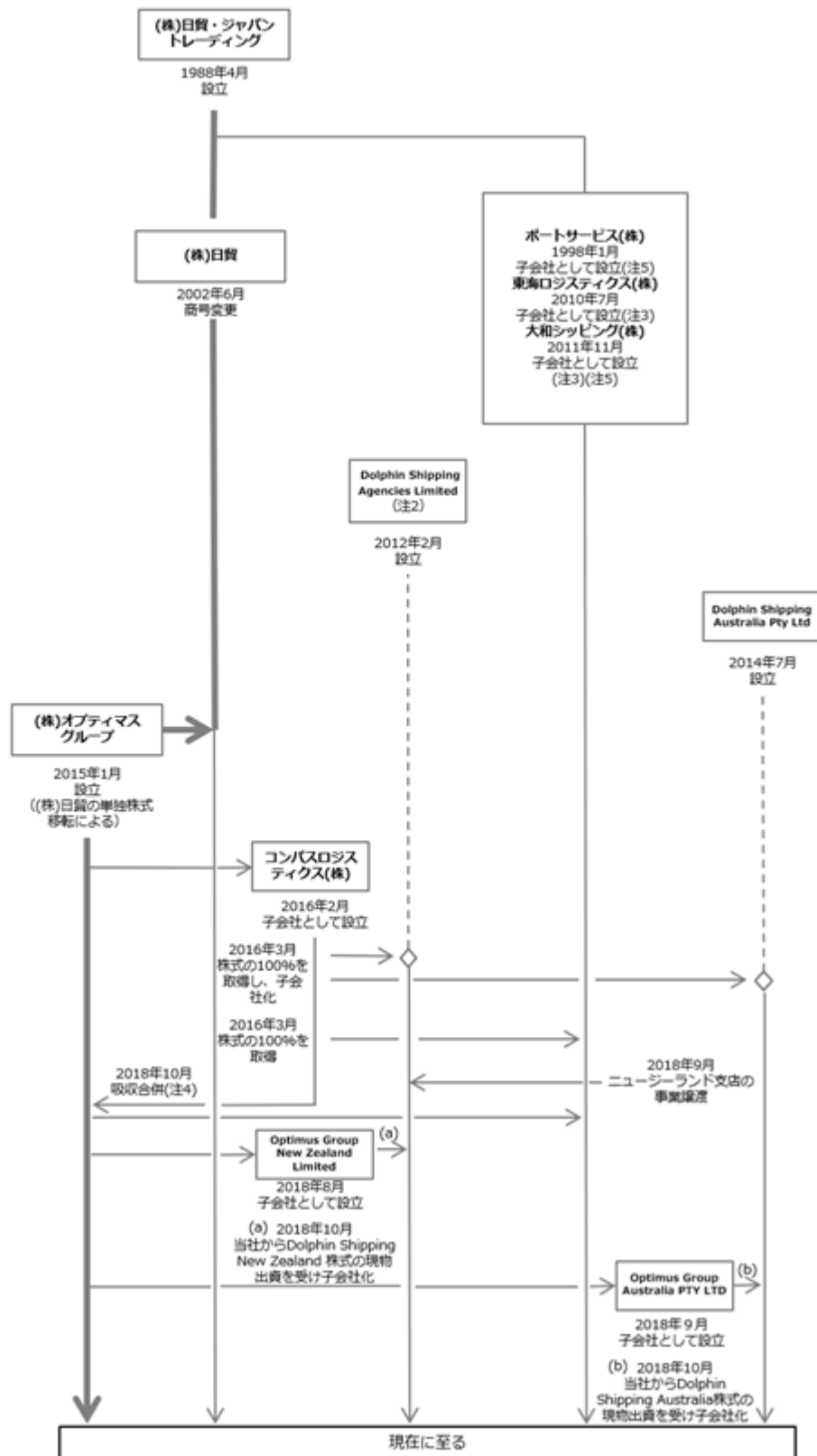
年 月	概要
2001年 9月	中古自動車の船積前検査を行う会社として株式会社日本輸出自動車検査センターを設立
2003年 2月	株式会社日本輸出自動車検査センターが本店を愛知県名古屋市から神奈川県横浜市に移転
2012年10月	JEVIC UK Limited の株式を100%取得
2013年 2月	Vehicle Inspection New Zealand Limited (ニュージーランド証券取引所上場) の株式を T O B により100%取得

[事業の変遷図]

当社グループの事業の変遷を図示いたしますと、次のとおりであります。

当社、貿易、物流

——— 実質的な当社の流れ ——— 当社グループ内の流れ - - - - - 当社グループ外の流れ



(注1) 非連結子会社2社 (PT Oto Bid Indonesia、Nichibo Asia Sdn Bhd) については記載を省略しております。

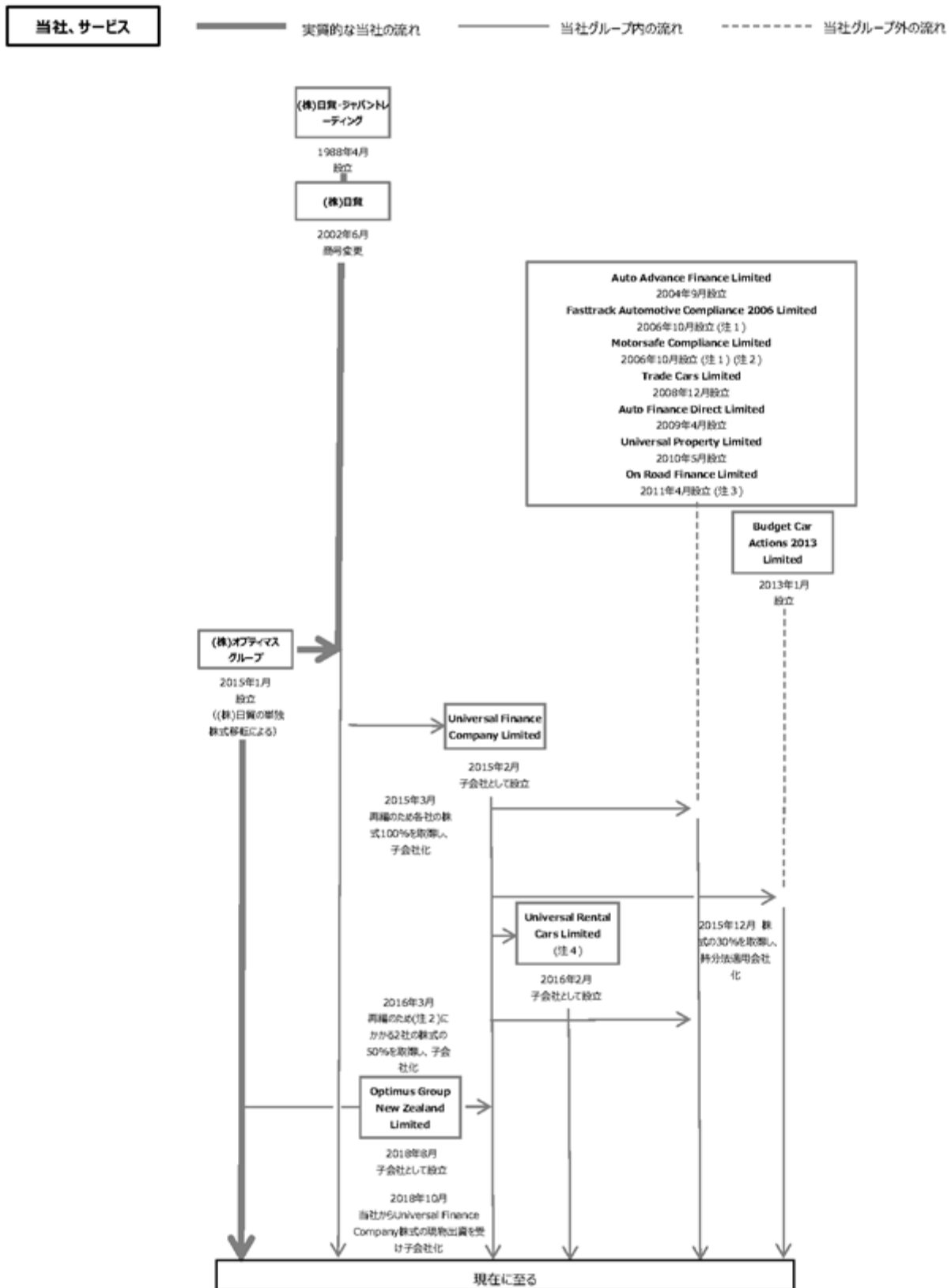
なお、Nichibo Asia Sdn Bhdについては、現在、清算手続中であります。

(注2) 当会社は、2018年9月、Dolphin Shipping New Zealand Limitedに名称変更しました。

(注3) 2社は、2018年9月に大和 SHIPPING(株)を存続会社として吸収合併し、大和ロジスティクス(株)に名称変更しました。

(注4) 当社は、2018年10月にコンパス・ロジスティクス(株)を吸収合併し、ポートサービス(株)と大和ロジスティクス(株)を子会社にしました。

(注5) 2018年11月、株式交換によりポートサービス㈱を大和ロジスティクス㈱の100%子会社にしました。



(注1) 2社は、2015年3月に株式の50%、2016年3月に株式の残り50%が取得されました。

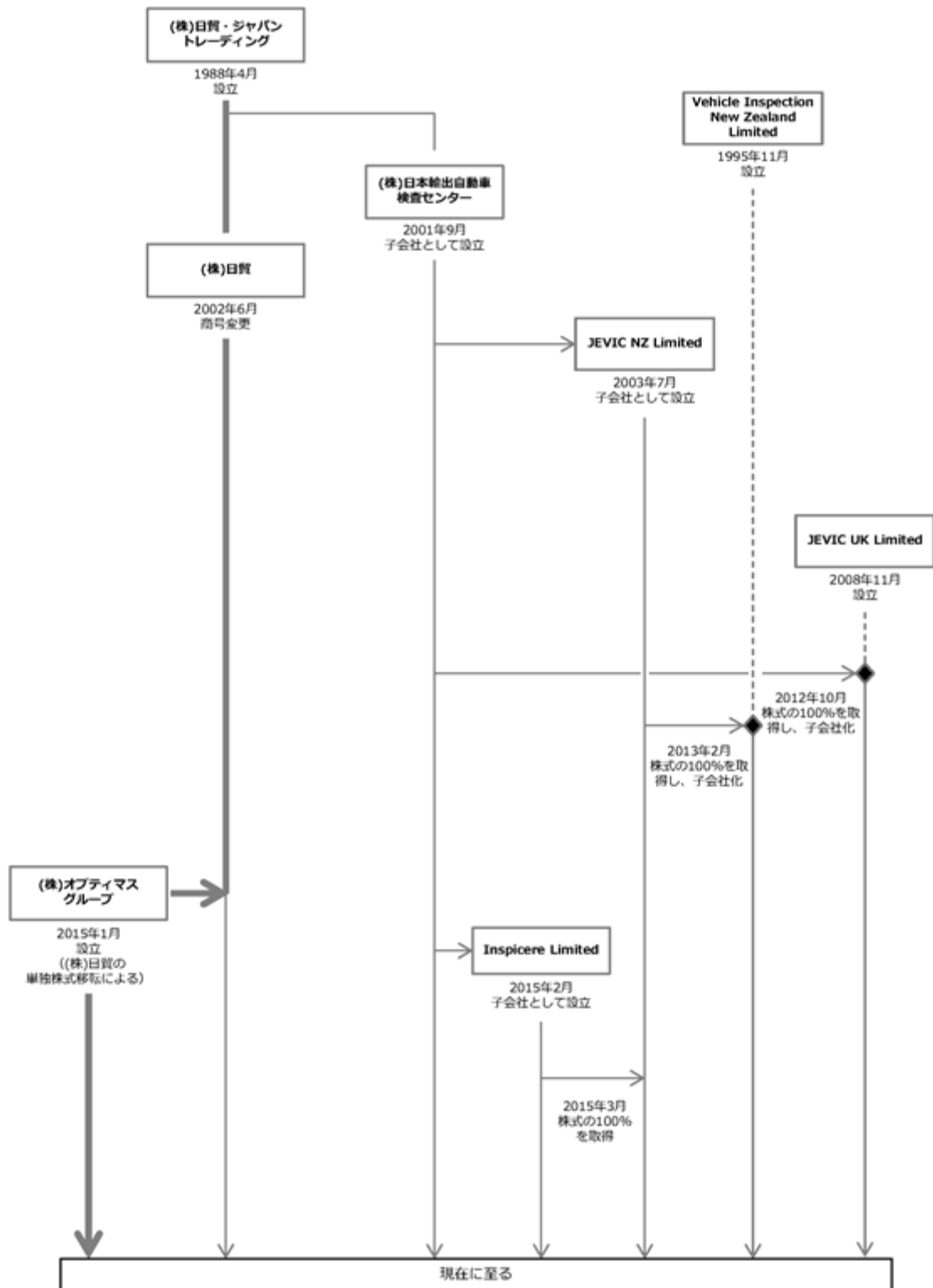
(注2) 当会社は、2016年4月、Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limitedに吸収合併されました。

(注3) 当会社は、2015年3月、Auto Finance Direct Limitedに吸収合併されました。

(注4) 当会社は、2019年4月、USAVE Car & Truck Rentals Limitedの関連事業及び資産を取得しました。

当社、検査

—— 実質的な当社の流れ —— 当社グループ内の流れ - - - - - 当社グループ外の流れ



(注) 上記のほか、非連結子会社1社(JEVIC Singapore Pte Ltd.)があります。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として当社の子会社の経営管理に関する業務及びそれに附随する一切の業務を行っております。なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの具体的な事業の流れは以下のとおりとなります。当社のセグメントは貿易、物流、サービス、検査からなり、セグメントごとの事業概要は後述のとおりとなります。

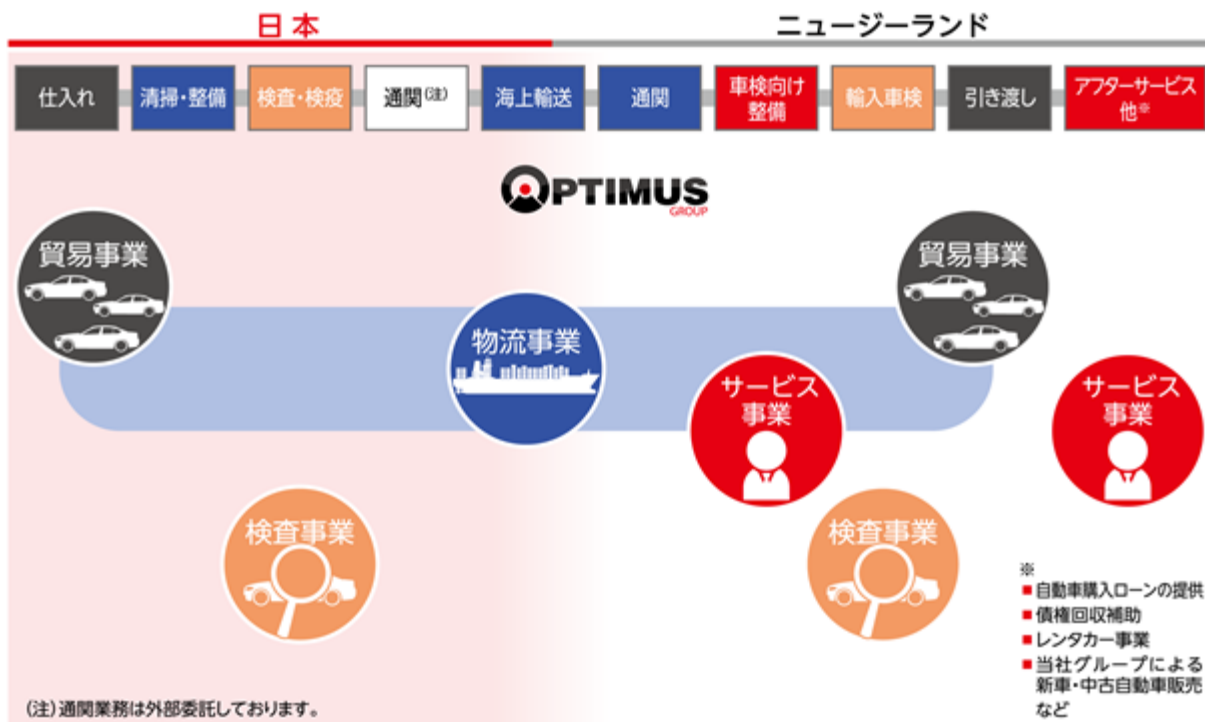
当社グループは、当社、子会社22社及び関連会社1社により構成されております。主要な事業として、中古自動車輸出業を営んでおりますが、特にニュージーランドに関しては、中古自動車輸出に係る仕入、検査、輸送、販売、メンテナンスなどの各種サービスをグループで一貫して提供しております。

具体的には、(株)ユー・エス・エスなど日本のオートオークション事業者からの中古自動車仕入、輸出に係る清掃・整備・検査・検疫、海上輸送に係る非船舶運航業務及び輸入車検、自動車ローン、メンテナンス等のアフターサービス、レンタカーなどのエンドユーザー向けサービス等、当社の各子会社の機能及びパートナー企業を活用することによって、一貫したバリューチェーンを構築しております。

なお、ニュージーランドは自動車純輸入国であり、輸入自動車に対する関税がありません。同国は2019年末時点において、人口千人当たりの自動車保有数が698台（Stats NZ「Estimated resident population of New Zealand」、NZ Transport Agency「National Vehicle Fleet Status as at 31 December 2019」を用いて算出）と同時点における日本の493台（自動車検査登録情報協会ホームページ「自動車保有台数の推移」、総務省統計局ホームページ「人口推計、年齢、男女別人口（2019年10月確定値）」を用いて算出）を上回っております。同国の中古自動車輸入台数は149,289台（New Zealand Customs service「Motor Vehicle Statistics For the month of December 2019」）、日本からの中古自動車輸入台数は140,045台（同上）となっており、日本からの中古自動車輸入台数の割合が高くなっております。また、ニュージーランドは、新車と中古自動車の合計での輸入台数は292,391台（同上）であり、中古自動車の占める割合が高くなっております。

当社グループのニュージーランド向け自動車輸出に係るサービスを図によって示すと次のとおりであります。

[バリューチェーン図]



当社グループのセグメントごとの事業概要は、次のとおりであります。

なお、以下に示すセグメント区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

(1) 貿易

当社グループにおいて、中古自動車の仕入及び販売を行っております。

貿易事業の中核を担う㈱日貿が日本においてオートオークション事業者より中古自動車を仕入れ、顧客である海外の現地ディーラーへ販売しております。㈱日貿の販売形態は、主として、営業担当者が中古自動車の仕入にかかる専門知識に基づき個別車両の商品性の判断をして仕入を行い、顧客の嗜好にあったコンサルティング営業を行っております。顧客ニーズに合致した仕入を行うことで、在庫リスクの低減を図っております。

販売台数は、次のとおりであります。2020年3月期は、㈱日貿の主要顧客であるニュージーランドの大手ディーラー向けの販売が好調に推移したため、販売台数が前年同期比で増加しました。

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
販売台数(台)	40,934	43,370	41,645	37,089	31,405	37,283

(2) 物流

当社グループにおいて、中古自動車の輸出に付随する物流業務を行っております。

物流事業の中核は、2019年3月期に行った事業再編によりDolphin Shipping Australia Pty Ltdのニュージーランド支店の事業譲渡を受けた非船舶運航事業(NVOCC(注1))を営むDolphin Shipping New Zealand Limitedであり、主に㈱日貿の販売用中古自動車を輸送しております。また、輸出事務手続全般のサポート、清掃・整備業務等、付随するサービスを子会社で営んでおります。グループ内で物流事業をワンストップで担うことによって、顧客(現地ディーラー)の手間を省くと同時に、営業コスト等を削減しております。また、毎年一定数の自動車を輸送しており、船荷スペースの仕入先である海運会社に対し交渉力を有しております。

(注1) NVOCC(Non-Vessel Operating Common Carrier): 船舶を所有せず、船舶の積載スペース(船腹)を借りて顧客の貨物を輸送し付帯サービスの提供を行う事業者。

[物流事業に係る主な関係会社]

Dolphin Shipping New Zealand Limited、Dolphin Shipping Australia Pty Ltd、ポートサービス㈱、大和ロジスティクス㈱

Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数は、次のとおりであります。なお、Dolphin Shipping New Zealand Limitedは、従前のDolphin Shipping Agencies LimitedとDolphin Shipping Australia Pty Ltdのニュージーランド支店の合算であるため、過去の輸送台数も合算値を記載しております。㈱日貿における販売台数が増加したため等、2020年3月期の輸送台数は前年同期比で増加しました。

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
輸送台数(台)	42,890	39,610	32,972	38,114	42,882

(3) サービス

当社グループにおいて、ニュージーランドのディーラーなど事業者向け事業及び一般消費者向け事業を行っております。

中古自動車輸出に付随するサービスとして、Auto Advance Finance Limitedが㈱日貿の顧客であるディーラーに対する債権回収補助業務を行い、貿易事業等を通じて構築したディーラーへのアクセス網を活かして、Auto Finance Direct Limitedがニュージーランドの一般消費者向け自動車ローン事業を行っております。その他、Universal Rental Cars Limitedでレンタカー事業を行っております。さらには、輸入車検用整備、自動車及び同関連商品販売等事業者向けのサービスを子会社で営んでおります。

[サービス事業に係る主な関係会社]

Universal Finance Company Limited、Auto Advance Finance Limited、Auto Finance Direct Limited、Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited、Trade Cars Limited、Universal Property Limited、Universal Rental Cars Limited、Budget Car Auctions 2013 Limited

(4) 検査

当社グループにおいて、中古自動車の輸出に必要な検査業務を行っていると同時に、当社グループ外の顧客からも受託しております。ニュージーランドをはじめ14カ国へサービスを提供しております。

(株)日本輸出自動車検査センターが日本から中古自動車の輸出をする際の船積前検査業務（道路走行の安全性等の検査と土壌、動植物、昆虫等が車体に付着していないか等を検査する検疫）を行っております。主要港湾（横浜、名古屋、大阪、神戸及び門司）において、2次輸送が発生しない港頭地区に検査施設を有しております。なお、同社は検査業務の能力、公平性、一貫性に関する要求事項を定めた国際標準規格のひとつであるISO/IEC17020認証を受けております。また、路上適格性検査を行うために必要な整備士資格3級以上を有する正社員が52名（2020年3月31日現在）、ニュージーランド運輸庁(NZTA:New Zealand Transport Agency)が定めた資格を取得している正社員が47名（2020年3月31日現在）在籍しております。また、Vehicle Inspection New Zealand Limitedがニュージーランドにおける輸入車両検査業務及び国内車検業務を行っております。車両検査に必要である同庁に登録している車両検査員（Vehicle Inspectors）が臨時雇用者数16名を含む123名（2020年3月31日現在）在籍しております。

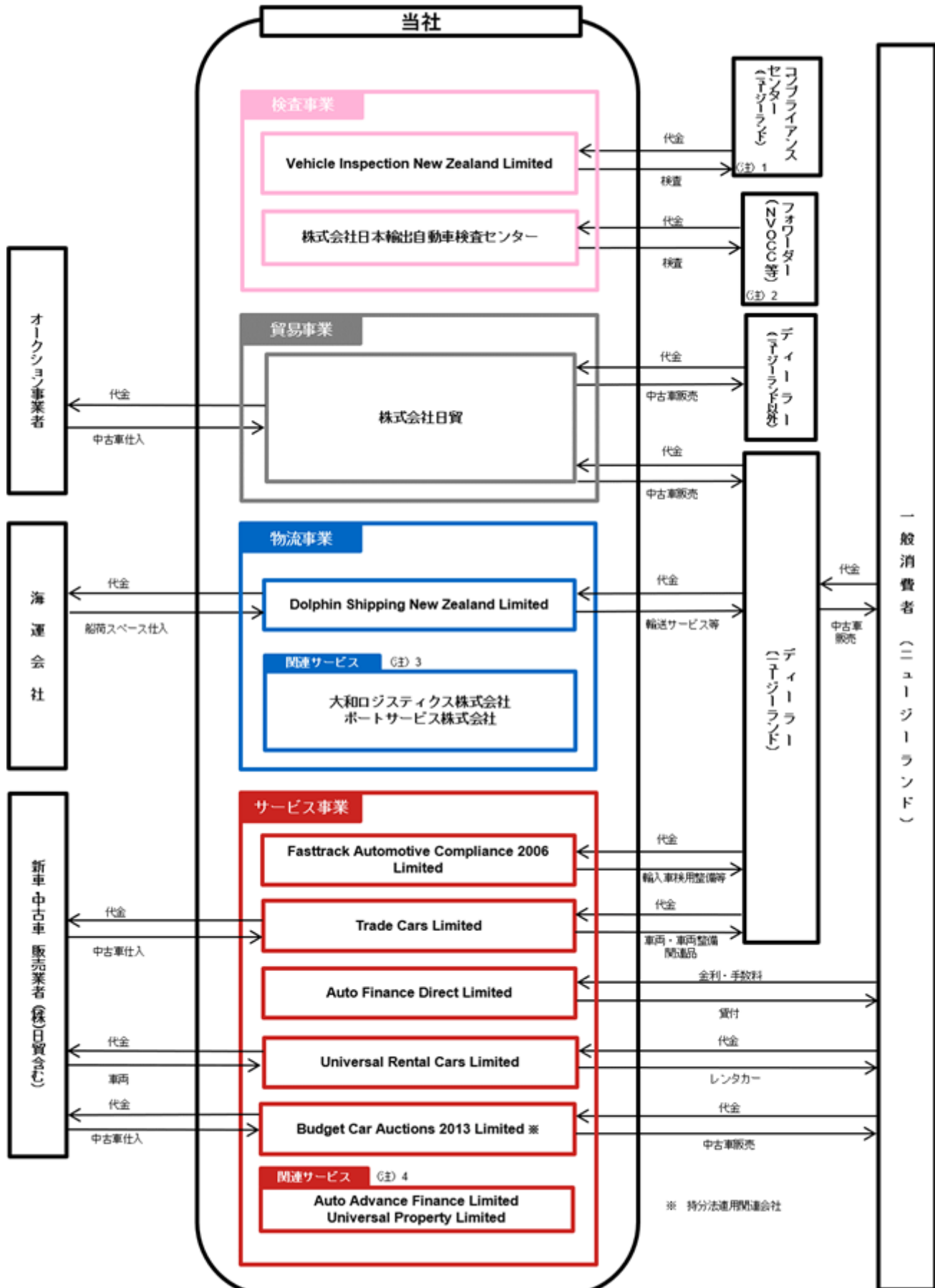
(株)日本輸出自動車検査センターはニュージーランド第一次産業省(Ministry for Primary Industries(MPI))認定機関、Vehicle Inspection New Zealand Limitedはニュージーランド運輸庁(NZTA:New Zealand Transport Agency)認定機関となっております。

[検査事業に係る主な関係会社]

(株)日本輸出自動車検査センター、Inspicere Limited、JEVIC UK Limited、Vehicle Inspection New Zealand Limited、JEVIC NZ Limited

[事業系統図]

当社及びその主な子会社を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1 . 輸入国が定める輸入車両に関する規則に基づく検査を行う認証検査事業者であります。

2 . NVOCC (Non-Vessel Operating Common Carrier): 船舶を所有せず、船舶の積載スペース(船腹)を借りて顧客の貨物を輸送し付帯サービスの提供を行う事業者であります。

- 3 . 大和ロジスティクス(株)については中古自動車の輸出手続きに係る事業等を、ポートサービス(株)については中古自動車の整備・清掃事業を行っております。
- 4 . Auto Advance Finance Limitedについては債権回収補助業務、Universal Property Limitedについては当社グループのサービスセグメントにおける資産管理事業を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱日貿 (注)4	三重県伊勢市	千円 10,000	貿易	100	当社グループの中古自動車の仕入事業及び輸出版売事業を担う。 役員の兼任あり。 資金の援助あり。
Optimus Group Australia Pty Ltd (注)2	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州	AUD 40,100	その他	100	当社グループの物流セグメントにおける子会社統括を担う。 役員の兼任あり。
ポートサービス㈱	名古屋市港区	千円 3,000	物流	100 (100)	当社グループの中古自動車の整備・清掃事業を担う。
大和ロジスティクス㈱ (注)2	川崎市幸区	千円 38,000	物流	100	当社グループの海上及び陸上運送の取扱等事業及び輸出手配等事業を担う。
Dolphin Shipping New Zealand Limited (注)2.4	ニュージーランド オークランド市	NZD 1,000	物流	100 (100)	当社グループの非船舶運航事業を担う。 役員の兼任あり。
Dolphin Shipping Australia Pty Ltd	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州	AUD 1	物流	100 (100)	当社グループの非船舶運航事業を担う。 役員の兼任あり。
Optimus Group New Zealand Limited (注)2	ニュージーランド オークランド市	NZD 68,772,935	その他	100	当社グループの物流・サービスセグメントにおける子会社統括を担う。 役員の兼任あり。
Universal Finance Company Limited (注)2	ニュージーランド オークランド市	NZD 49,770,514	サービス	100	当社グループのサービスセグメントにおける子会社統括を担う。 役員の兼任あり。
Auto Advance Finance Limited	ニュージーランド オークランド市	NZD 255,167	サービス	100 (100)	当社グループの債権回収補助業務を担う。 役員の兼任あり。
Auto Finance Direct Limited (注)2	ニュージーランド オークランド市	NZD 9,494,232	サービス	100 (100)	当社グループの自動車ローン業務を担う。 役員の兼任あり。
Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited	ニュージーランド オークランド市	NZD 1,000	サービス	100 (100)	当社グループの輸入車検用整備等を担う。 役員の兼任あり。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
Trade Cars Limited (注) 4	ニュージーランド オークランド市	NZD 100	サービス	100 (100)	当社グループの中古自動車販売事業を担う。 役員の兼任あり。
Universal Property Limited	ニュージーランド オークランド市	NZD 1,200	サービス	100 (100)	当社グループのサービスセグメントにおける資産管理事業を担う。 役員の兼任あり。
Universal Rental Cars Limited (注) 2	ニュージーランド オークランド市	NZD 4,800,000	サービス	100 (100)	当社グループのレンタカー事業を担う。 役員の兼任あり。
(株)日本輸出自動車検査センター (注) 2 . 4	横浜市鶴見区	千円 10,000	検査	100	当社グループの検査セグメントにおける子会社統括を担う。 当社グループの中古自動車船積前検査事業を担う。 役員の兼任あり。 資金の受入あり。
Inspicere Limited (注) 2	ニュージーランド オークランド市	NZD 7,546,068	検査	100 (100)	当社グループの検査セグメントにおけるニュージーランドの子会社統括を担う。 役員の兼任あり。
JEVIC UK Limited	イギリス ウェスト・サセックス州	GBP 1	検査	100 (100)	当社グループの中古自動車船積前検査事業を担う。 役員の兼任あり。
Vehicle Inspection New Zealand Limited (注) 2	ニュージーランド オークランド市	NZD 2,464,375	検査	100 (100)	当社グループの中古自動車輸入検査事業を担う。 役員の兼任あり。
JEVIC NZ Limited (注) 2	ニュージーランド オークランド市	NZD 6,313,215	検査	100 (100)	(株)日本輸出自動車検査センターの債権回収業務等を担う。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) Budget Car Auctions 2013 Limited	ニュージーランド オークランド市	NZD 540,000	サービス	30 (30)	当社グループ等の中古自動車販売事業を担う。 役員の兼任あり。

(注) 1 . 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 . 特定子会社に該当しております。

3 . 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. (株)日貿、Dolphin Shipping New Zealand Limited、Trade Cars Limited及び(株)日本輸出自動車検査センターについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
(株)日貿	15,217,901	195,480	6,916	1,184,971	8,438,788
Dolphin Shipping New Zealand Limited	4,469,887	349,141	264,334	596,501	1,390,761
Trade Cars Limited	3,683,219	3,137	1,856	12,282	1,686,705
(株)日本輸出自動車検査センター	2,832,207	505,372	349,328	2,583,970	2,923,177

5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
貿易	73 (0)
物流	25 (14)
サービス	126 (17)
検査	262 (43)
全社(共通)	28 (6)
合計	514 (80)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
28 (6)	49.0	2.33	9,857,065

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は(株)日貿の単独株式移転により2015年1月に設立されたため、平均勤続年数は、設立日以降の状況を記載しております。

4. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループの目指す姿として「経営理念」、「グループビジョン」及び「行動指針」を以下のとおり定め、世界の多くの人々が自由、利便性、快適性を幅広く享受できるよう、お役に立ちたいと考えております。

<経営理念>

正しく公平な経営により、最善の貢献を図る（ ）

<グループビジョン>

楽しく安全な移動手段と、一人一人に最適なサービスを提供する事業を究める

新しい価値や革新的なサービスを創り出し、未来に向かって事業を拓く

すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する

<行動指針>

情熱 仕事を楽しみ、情熱をもって事業を究める

挑戦 既成概念にとらわれず、常に挑戦する

不撓不屈 絶対に諦めず、信念を持って前進し続ける

プロフェッショナリズム プロフェッショナルとしての誇りと責任を持ってサービスを提供する

チームワーク チームのすべてのメンバーを尊重し、思いやりを持って行動する

献身と調和 正しく献身的に仕事をし、社会と調和を図る

社会への責任 一人一人が会社を担う一員である自覚を持ち、社会に対する責任を果たす

「OPTIMUSに込めた想い」

オプティマス (Optimus) は、ラテン語で最善、最適を意味します。当社グループがおお客様にご提供する商品、サービスについて、また当社グループが事業に取り組む姿勢について、最善、最適を究めていきたいとの想いから「Optimus」を社名に用いております。

(2) 経営環境ならびに対処すべき課題

当社グループは、世界経済は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) や原油価格の急落等でグローバル金融危機時と同等かそれ以上の景気後退に対する懸念が強まっていると判断しております。このような状況のもと、ニュージーランド経済は、移民増加数の緩やかな減少、世界的な景気後退リスクの高まりや企業マインドの低下等により、実質国内総生産 (GDP) は大きく減速するものと判断しております。

このような経営環境のもとにおいて、当社グループは、継続的な成長と収益力の向上のため、以下の項目を当社グループが対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

ニュージーランドにおける既存事業の強化及び新規事業の創出

当社グループは、ニュージーランド向け中古自動車輸出を主要な事業としておりますが、移民など人口増加のスピード、同国におけるマーケットシェア等に鑑み、同国向けの中古自動車販売の成長は一定水準に留まると予想しております。同国における事業収益力の強化と収益源の多様化を進めることが重要な経営課題と認識しております。

ニュージーランド以外の新たな地域への進出

当社グループは、同国への売上に極めて大きく依存しております。当社グループの事業のさらなる成長・拡大とリスク分散の観点から、当社グループは、ニュージーランド以外の地域でビジネスの拡大を図っていくことが重要な経営課題と認識しております。

人材の確保と育成

当社グループが、既存事業の強化、新規事業の創出及び新たな地域への進出、といった成長戦略を円滑に遂行するためには優れた人材が必要です。中古自動車の営業担当者や検査担当者及び新規事業の創出に見合った人材をはじめとし、各事業セグメント並びに経営管理部門において優秀な人材を確保し、育成することが重要な経営課題と認識しております。

コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する仕組みと捉え、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、過半数が独立社外取締役で構成され、かつ、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会の開催及びコンプライアンス研修を実施し、リスク管理及びコンプライアンスの強化に努めてまいりました。

当事業年度においては、既存のコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会とは別に、取締役会の任意の諮問機関として利益相反特別委員会を設置し、潜在的な利益相反の適切な管理に努めております。

今後、経営の健全性と透明性をさらに高めるために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することが重要な経営課題と認識しております。

(3) 成長戦略

当社グループはニュージーランドにおいて、中古自動車輸出に係る仕入、検査、輸送、販売、メンテナンスなどの各種サービスをグループで一貫して提供するバリューチェーンを構築しております。バリューチェーンの優位性をもとに、以下の方針に基づき、さらなる成長を図ってまいります。

既存事業の強化

ニュージーランドは当社グループにとっては収益の源泉であり、同時にビジネスモデルの深化の場でもあり、最も重要な市場と位置付けております。引き続き同国での事業規模の拡大と収益力の強化を推し進めてまいります。

当社グループの各セグメント（貿易、物流、サービス及び検査）で顧客の困り込みを進めることにより、事業シナジーの拡大とシェアアップを目指します。

バリューチェーンの延伸

当社グループの事業の成長分野として、主としてサービスセグメントにおいて、自動車ローン事業、レンタカー事業の適切な規模の維持と収益力向上を目指すほか、EV関連事業、自動車関連消耗品の保守サービス等の事業を進展させます。また、有力ディーラーとの提携関係強化により、前述の自動車関連ビジネスの足掛かりを構築します。

新たな地域への進出

当社グループはニュージーランド以外の地域への事業展開を拡大してまいります。オーストラリア、さらにはインドネシアをはじめとするアジア・アフリカ諸国を中心に、市場規模、日本車嗜好度、中古自動車志向等を見極めた上で積極的に新市場を開拓します。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益性及び効率性の観点から、連結営業利益額、連結経常利益額及び自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標と考えております。

また、収益性の観点から、連結子会社である㈱日貿の中古自動車販売台数を重要業績評価指標（KPI）として考えております。その理由は、同社における販売のみならず、物流、サービス、検査等が直接的に影響を受けるためであります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。当社グループが認識していない、予見しがたいまたは重要ではないと考えるリスク及び不確定要因も当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(1)国際情勢や経済動向等の外部経営環境に関するリスク

経済情勢について

当社グループの主たる事業である貿易事業における中古自動車に対する需要は、事業展開する様々な国及び地域での景気、自動車の燃料価格の変動、自動車ローン金利の変動等の経済情勢により、多大な影響を受けることがあります。

当社グループでは、ニュージーランド向け中古自動車輸出販売が収益の中心となっており、経済情勢は、法人及び個人の中古自動車の需要に大きな影響を与えることから、同国の経済情勢が変動した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大について、当社グループの主力販売地域であるニュージーランドにおいては、2020年3月25日に同ウイルスに対する警告システムの最悪レベルであるレベル4を公表し、同日より同国内すべての住民に4週間の自主隔離を義務付けました。本書提出日直近の2020年6月9日においては、当該警告システムは最も低いレベル1であり、市民生活や経済活動をほぼ正常化させてはおりますが、今後、同ウイルスの感染が再発し、同国における経済活動の停滞が長期化した場合、当社グループの業績及び財政状態が大きく影響を受ける可能性があります。

グローバルな事業展開について

当社グループの主たる販売国はニュージーランドであります。同国以外の地域へも事業展開しております。当社グループは、同国以外の地域へさらに事業を展開する計画であるため、事業のグローバル化にともない以下のようなリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- 1) 貿易に関する国際協定、条約及びレジーム、国際ルール、取引慣習、関税、その他貿易関連法令並びにその改廃、解釈等による問題
- 2) 汚職等腐敗行為防止のための諸法令、独占禁止法、税法などの経済法令並びにその改廃、解釈等による問題
- 3) 事業や投資に係る許認可、会計基準、税務、為替管理、通商制限、私的独占の禁止及び環境等に関する公的規制、並びにその改廃、商慣習、実務慣行及び解釈等による問題
- 4) 包括的な法令体系の欠如、監督当局による一貫性の無い法令の適用及び解釈、規制措置の一方的な変更
- 5) 戦争、内乱、暴動等による政情不安、並びに事故、火災、テロリズム、海賊、ストライキ、伝染性疾患の流行その他の要因による社会的混乱
- 6) 自然災害及びその二次災害
- 7) 病害虫等のまん延
- 8) 文化や慣習の相違から生ずる労務問題

ニュージーランドへの売上の依存について

当社グループが展開する事業における主要な業務は、ニュージーランド向けの中古自動車輸出の取扱いであり当社グループの強みであります。当連結会計年度における当社グループのニュージーランドへの売上高は、全体の92.4%を占めており、同国への依存度が極めて高くなっております。

そのため、同国において、政情不安、経済不振や経済的な混乱の発生、同国政府の政策変更、同国の為替動向、暴動や住民運動の発生等の影響により、日本・ニュージーランド間の事業環境に大きな変化が生じた場合は、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

競争について

中古自動車輸出市場全般につきましては、その拡大に伴い同業他社との競争が激化しております。当社グループの事業は、特許権、商標権その他の知的財産権で保護されているものではなく、比較的取得し易い古物営業法に基づく許可を得れば、参入は容易なものとなっております。

当社グループの主力販売地域であるオセアニア地域においても、今後、有力企業及び同業他社による新規の参入が増加する可能性があります。

当社グループ及び同業他社との間で商品である優良な中古自動車の獲得競争及び価格競争が激化し、仕入価格の上昇、販売先の減少及び船腹の確保が困難になる等の事態が発生する可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの優位性が維持できず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市況変動に関するリスク

為替相場の変動について

当社グループは、ニュージーランドを始めとした海外の市場開拓を進めており、当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は、96.2%と極めて高くなっております。このため、当社グループでは売上規模と販売地域に応じた適切な為替ヘッジを行っておりますが、為替変動の影響を完全に排除することは困難であります。

海外子会社の売上、費用、資産及び負債を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表作成のために円換算されております。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受けるため、外国為替相場が急激または大幅に変動した場合は、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

資金調達について

当社グループは、事業の拡大に向けた資金調達に関して主に金融機関からの借入により手当てしております。そのうち、金融機関からの借入の多くは変動金利により調達しており、景気の急激な変動や金融市場の混乱等により市場金利が急激に上昇した場合、その他何らかの理由により当社グループの財政状態が悪化し当社グループの信用力が低下した場合には、約定金利が上昇する可能性があります。また、借換においても同様の理由により、約定金利の上昇や十分な金額の調達が制約される可能性があります。

さらに、当社グループのサービスセグメントにおける自動車ローンの適用利率は、契約時の金利水準をもとに固定金利として設定されております。そのため、市場金利の急激な上昇による資金調達コストの増加は、サービスセグメントの収益性の低下につながる可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの事業、財政状態、キャッシュ・フロー及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

燃油価格及び船舶需要の変動等による仕入価格の変動について

当社グループの物流事業においては、船舶等を保有せず、取引先から受託した貨物の輸送を実運送業者（船会社、自動車運送業者等）に委託しております。

このため、燃油価格の上昇や船舶需要のひっ迫等により、実運送業者の輸送運賃が上昇した場合には、当社グループの仕入コストが上昇する可能性があります。

これらを販売価格に転嫁できなかった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 中古自動車取引に関するリスク

需要動向について

以下のような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

1) 技術革新について

「モノのインターネット(I T)」()の進展により変化する自動運転技術など自動車I T技術及び電気自動車をはじめとしたエネルギー技術の急速な進化と普及に伴い燃費面など自動車性能が向上し、従来型の中古自動車の商品価値が陳腐化する可能性があります。

I T (Internet of Things)

様々な「モノ」がインターネットに接続し、情報をやり取りすること。(独立行政法人 情報処理推進機構 ホームページを参照)

2) 購買層の変化について

自動車性能の向上、生活様式及び社会慣行の変化等の要因によるユーザーの自動車保有期間の長期化、並びにカーシェアリングやライドシェアリングの利便性の向上等、必要な時に必要な分だけ簡単に利用できるインフラが整備されることにより、自動車所有台数が減少する可能性があります。

また、顧客の求める水準の品揃え、品質及び価格でのサービス提供に答えられない場合や競合企業の新規参入等による競争環境激化及び消費者の嗜好の変化等により自動車の市場価格が下落した場合、当社グループの収益性の低下、市場占有率の低下及び事業基盤の縮小につながる可能性があります。

なお、本書提出日現在において当社グループの主力販売市場であるニュージーランドにおける中古自動車の需要は、移民が増加していることが要因となり、安定的に推移しております。

しかしながら、将来において、移民の流出、少子高齢化の進展による人口の減少等を要因として、購買層が減少する可能性があります。

3) 産業構造の変化について

消費者間における電子商取引(C 2 C)等の新たなチャネルの取引シェア急拡大により、当社グループの主要得意先であるディーラー向けの売上が減少する可能性があります。

4) 環境規制について

アメリカ合衆国においては、カリフォルニア州大気資源局(C A R B)により、同州においてZ E V (Zero Emission Vehicle) 規制(1) が導入されております。また、世界最大の自動車市場である中華人民共和国においては、2017年9月にいわゆる「中国N E V法」(2)が公布され、2019年1月に中国版Z E V規制であるN E V規制が導入されました。

当社グループの主たる販売市場であるニュージーランド及びオーストラリアでもこれらの規制が導入された場合には、規制で定められた基準に満たない中古自動車の需要が減少する可能性があります。

1 Z E V (Zero Emission Vehicle (注)) 規制

Z E V 規制は、アメリカ合衆国最大市場のカリフォルニア州で始まり、同州内で年間2万台以上自動車を販売するメーカーは、その販売台数の一定比率をZ E Vにしなければならないとするものです。当該一定比率を下回った場合は、当該一定比率を上回ったメーカーに与えられるクレジット(CO2削減量/実績係数)を当該メーカーから購入するか、C A R Bに罰金を払わなければなりません。同国では、ニューヨークやコネティカットなどの11州でも本規制が採用されております。

2 中国N E V (New Energy Vehicle (注)) 法

2017年9月に同国工業情報化部(工信部;Ministry of Industry and Information Technology) など5部門により公布された「乗用車企業平均燃料消費量及び新エネルギー車クレジット平行管理弁法」のことで、同国で年間3万台以上を生産・輸入する完成車メーカーに対して、一定比率の新エネルギー車(N E V)の生産・販売を義務付けるもの。

(注)対象は「電気自動車(EV)」、「燃料電池車(FCV)」及び「プラグインハイブリッド車(PHV)」

5) E S C (Electronic Stability Control) 規制について

ニュージーランド運輸庁(N Z T A :New Zealand Transport Agency)は、2014年7月にE S C (Electronic Stability Control : 横滑り防止装置)() 規制の導入を公表しております。2020年3月1日以降、軽自動車を含むすべての中古自動車に対してE S Cの導入が義務付けられております。そのため、同日以降、それまで日本より輸出されていたE S Cが付されていない車両が輸出できなくなったことから、当社グループのニュージーランドへの輸出台数が減少する可能性があります。

ただし、ニュージーランドにおいては、中古自動車にそのものに対する需要が高く、当該規制が導入されても、E S Cが付されている中古自動車への需要が増加する代替効果が働くものと予想されるため、当該規制による影響は現時点においては限定的と考えております。

E S C (Electronic Stability Control : 横滑り防止装置)

E S Cとは、急なハンドル操作時や滑りやすい路面を走行中に車両の横滑りを感知すると、自動的に車両の進行方向を保つように車両を制御するものです。E S Cのコンピュータの指令に基づいて各車輪に適切にブレーキをかけて、車両の進行方向を修正、維持する機能があります。

取引先の信用について

当社グループは、国内外の様々な地域の数多くの取引先と取引を行っており、取引先の債務不履行などが発生するリスクに晒されております。当社グループは、これらの取引先の財務情報をもとに、取引先の信用力、担保の価値及び一般経済状況に関する一定の前提と見積もりに基づき貸倒引当金を設定し、継続的な評価を行うことで、かかるリスクを最小化できるよう努めております。

また、取引先について、適格性を判断するため、テロ資金供与対策及びマネーロンダリング防止の観点も含め、反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、コンプライアンスを重視した事業活動を徹底しております。

しかしながら、世界的な経済危機をきっかけとし、取引先及び金融機関の経営破たんのような予期せぬ事態が発生した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

仕入について

当社グループは、商品である中古自動車のほとんどを日本国内のオートオークション事業者から仕入れております。今後の事業拡大に伴い、仕入台数が増加するとともに仕入元となる業者も増加する可能性があります。そのため、仕入商品の安定確保のため、仕入先選定の十分な検討、並びに仕入先との良好な関係の維持及び強化に努めております。

しかしながら、オートオークション事業者への出品台数が減少し、当社グループが希望する中古自動車の仕入ができず販売機会を失する可能性及び相場の高騰による原価上昇分を販売価格に転嫁出来なくなる可能性があります。

また、当社グループは、オートオークション事業者が定める規約を遵守すべく、業務手続きを整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミス等によりオートオークション規約に抵触し、オートオークション事業者から取引停止等の処分を受ける可能性があります。その場合、適時に仕入を行えなくなり販売活動に支障を来す可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

物流事業における特定仕入先への依存について

当連結会計年度における海上輸送仕入高() に対するトヨフジ海運(株)の占める割合は76.5%となっております。同社とは業界慣行により取引基本契約書の締結はしていないため、同社との個別の取引条件等が変更となる可能性があります。また、自動車の輸出動向の大きな変化により配送スケジュールや船腹量が左右されるなどにより、当社グループが当初予定していた自動車専用運搬船の船腹の確保が困難となる可能性があります。その場合、船積みの予定が遅れ、ディーラーへの受注車両の引き渡しの遅れにより、信用失墜や売上計上の遅れが発生する可能性があります。

このような事態が発生した場合は、当社グループの事業運営、キャッシュ・フロー及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海上輸送仕入高

NVOCCとして海上輸送を行うために生じる船舶の積載スペースの賃借費用

在庫にかかるリスクについて

当社グループは、市況の変動、ディーラー需要等を勘案し取扱商品を仕入れております。仕入後は中古自動車の場合、1ヶ月以内を目途に売却をすすめております。

市況の変動、ディーラー需要の急変等、何らかの理由により想定通りに販売が進まずに滞留在庫となった場合は、当社グループの業績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

海上輸送について

当社グループは、外航貨物海上保険を契約しており、海上輸送に係る損害に備えております。しかしながら、異常気象、自然災害、事故等を原因とする販売納期の遅延が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、保険等で補償されない紛争等何らかの事象が発生した場合は、予期せぬ補償費用等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

港湾施設の利用について

当社グループは仕出地である横浜港、名古屋港等のストックヤード(在庫保管場所)を含む港湾施設及び仕向地先の港湾施設を利用し、事業活動を行っております。これらの港湾施設が天災や事故等により使用が不可能となった場合、またストックヤードの利用に関する契約が解除、更新拒絶、期間満了その他の何らかの事由により終了した場合は、車両輸出が困難となり、代替地への転換にかかる費用等が当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古自動車の検査について

当社グループの中古自動車の検査については、国際植物防疫条約(IPPIC)(1)に準拠し、ニュージーランドにおける認定機関 International Accreditation New Zealand(IANZ)によりISO/IEC17020(2)の認証を取得し輸出前検査を実施しております。また、ニュージーランドにおいて、同国政府認可のもと、輸入車の車体識別番号(VIN:Vehicle Identification Number)の付与、自動車検査(輸入車を含む)等を行っております。

当社グループは、検査業務における品質管理の体制の強化に努めております。

しかしながら、日本及びニュージーランドの検査業務において当社グループの予測し得ない品質問題が発生した場合には、顧客からのクレーム等により社会的信用の失墜、損害賠償等が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

1 国際植物防疫条約

植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的とした条約

2 ISO/IEC17020

国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardization)及び国際電気標準会議(IEC:International Electrotechnical Commission)が定めた、検査を行う公平な検査機関の能力に関する基準を規定した国際規格のこと。

輸出規制について

中古自動車の輸出は、外国為替及び外国貿易法並びに輸出貿易管理令等における規制対象となっており、輸出地域、輸出貨物の用途及び需要者の要件により、経済産業大臣の輸出許可が必要となる場合があります。現在、当社グループは、当然のことながら、これらの法令等を遵守し、事業を行っておりますが、これに違反した場合は、刑事罰等の処分を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)法的規制・訴訟等に関するリスク

法的規制等について

当社グループでは、事業を行うにあたり、主に以下のような法的規制等を受けており、これらを遵守して事業を行っております。

なお、当社グループでは、現在まで、当該法的規制等に関して許認可の取消、行政処分等を受けたことはありません。しかしながら、今後、行政機関から何らかの理由により許認可の取消、行政処分、行政指導等を受け、当社グループの業務範囲が制限された場合は、事業展開に支障を来し、費用負担が生じる可能性があります。

また、法的規制の改廃、新設等により規制が強化された場合や、法的規制の解釈及び運用が変化した場合は、当社グループ業務範囲の制限及び費用負担の増加が生じる可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(貿易)

古物営業法

目的及び内容	取引される古物の中に窃盗の被害品等が混在するおそれがあることから、盗品等の売買の防止、被害品の早期発見により窃盗その他の犯罪を防止し、被害を迅速に回復することを目的とする法律	
監督官庁等	三重県公安委員会 愛知県公安委員会 神奈川県公安委員会	
関連する許認可等の内容	古物商許可 (三重県公安委員会 第551320077300号) (愛知県公安委員会 第5411600003000号) (神奈川県公安委員会 第452550006906号)	
	更新期限	期限の定め無し
	取消事由	古物営業法その他関連する法令等もしくはこれに基づく処分に違反した場合(古物営業法第24条)

(物流)

貨物利用運送事業法

目的及び内容	貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図ると共に、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする法律	
監督官庁等	国土交通省	
関連する許認可等の内容	許可書 (国総国物第187号)	
	更新期限	期限の定め無し
	取消事由	貨物利用運送事業法その他関連する法令等もしくはこれに基づく処分に違反した場合(貨物利用運送事業法第33条)

(サービス)

金融サービス提供者(登録及び紛争解決)法(Financial Service Providers(Registration and Dispute Resolution)Act 2008)

目的及び内容	ニュージーランドにおいて公正、効率的かつ平明な金融市場の促成を目的とした法律
監督官庁等	ニュージーランド ビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment, New Zealand Government)
関連する許認可等の内容	金融サービス提供者登録(F S P R :Financial Service Provider Register)
	更新期限 2020年11月1日(1年ごとの更新)
	取消事由 金融サービス提供者(登録及び紛争解決)法その他関連する法令等もしくはこれに基づく処分に違反した場合(金融サービス提供者(登録及び紛争解決)法第56条(56 Withdrawal of approval))

自動車販売法(Motor Vehicle Sales Act 2003)

目的及び内容	ニュージーランドにおける自動車販売に関する消費者保護を目的とした法律
監督官庁等	ニュージーランド ビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment, New Zealand Government)
関連する許認可等の内容	自動車取引業者登録(M V T R :Motor Vehicle Trader Registration)
	更新期限 2021年1月24日(1年ごとの更新)
	取消事由 規制が課す義務(注)に違反して車両を売った場合

(注)オドメーターの改ざんや抵当権の設定等の車両と売主についての正確な情報の公開義務であります。

自動車関連事業者ライセンス規則(Land Transport Rule:Operator Licensing 2007)

目的及び内容	ニュージーランドにおける自動車を利用した乗客サービス、レンタカー・サービス、配送・運送サービス等を行う際のライセンス取得を義務付ける規則
監督官庁等	ニュージーランド 交通省(Ministry of Transport, New Zealand Government)
関連する許認可等の内容	自動車有償貸渡事業許可(Rental service licence)
	更新期限 2021年4月12日(1年ごとの更新)
	取消事由 自動車関連事業者ライセンス規則(Land Transport Rule:Operator Licensing 2007)に違反した場合

(検査)

輸出貨物船積前検査(P S I ;Pre-Shipment Inspection)

目的及び内容	輸出貨物の船積み前検査に係る許可	
監督官庁等	ニュージーランド 第一次産業省(Ministry for Primary Industries(M P I))	
関連する許認可等の内容	更新期限	期限の定め無し
	取消事由	重大な検査基準の違反のためM P Iによる監査が増加または重大な検査基準の違反が継続した場合

車検基準(Land Transport Rule:Vehicle Standards Compliance Rule 2002)

目的及び内容	ニュージーランドにおける車検基準	
監督官庁等	ニュージーランド 交通省(Ministry of Transport,New Zealand Government)	
関連する許認可等の内容	更新期限	(注)
	取消事由	重大な検査基準の違反により、ニュージーランド 運輸庁(N Z T A :New Zealand Transport Agency)による監査が増加または重大な検査基準の違反が継続した場合

(注) JEVIC NZ Limited、Vehicle Inspection New Zealand Limitedともに2020年12月31日であります。

訴訟について

当社グループは、事業を遂行していく上で各種関係法令を遵守し、役員及び従業員がコンプライアンスを理解し、実践することに努めております。

本書提出日現在において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。

しかしながら、将来、事業活動に関し重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

移転価格税制等の多国間取引に伴う税務リスクについて

当社のグループ会社間の取引につきましては、国際税務の観点から事前の調査を行い、二重課税や追徴課税などのリスク回避に取り組んでおります。

しかしながら、各国の税務当局との見解に相違が生じ、取引価格に関する移転価格税制上の指摘や源泉徴収の必要性等を指摘される可能性があります。さらに政府間協議が不調となった場合に二重課税及び追徴課税を受ける可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項への抵触に伴うリスクについて

金融機関からの一部の借入について財務制限条項が付されております。詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。この条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する等により、当社グループの事業、財政状態、キャッシュ・フロー及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)人材・事業創出に関するリスク

人材の確保について

雇用情勢の変化その他の要因により、当社グループが求める優秀な人材の確保や育成が経営計画のとおり進まなかった場合、適切な人員配置や組織の整備ができなかった場合、または在職している主要な人材が社外に流出した場合、または法令等に抵触する事態や不正行為等が発生した場合は、当社グループにおける事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

貿易セグメントにおける中古自動車仕入においては、商品の品質について、顧客の要望に応える水準であるか等のチェックを行い、適正価格で仕入を行うことのできるバイヤーの存在が重要です。

また、検査セグメントにおける検査業務においては、輸入検査等に関する法的規制、国際規格、基準等の知識と経験を有する検査員の存在が重要です。

そのため、高度な専門知識と豊富な経験を持ち合わせた優秀なバイヤーと検査員の採用や育成は、当社グループの重要な経営課題であると認識しております。これらの人員の採用や育成が計画どおり進まない場合、当社グループの中古自動車仕入や検査業務は制約を受けます。また、短期間に多数のバイヤーや検査員が退職した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新事業創出について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、新会社を設立または既存の企業へ投資する等の事業投資活動を通じて、独自に事業を構築し展開していく新事業創出に取り組んでいく考えであります。

しかしながら、新事業創出は不確定要素が多く、計画が想定通り進捗しない可能性があります。また、実現にあたっては、人材の採用等の追加的な支出が発生する可能性があります。

このような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)自然災害・疫病・動植物に関するリスク

自然災害及び偶発的事故等について

当社グループは、国内外の事業所、検査場及び営業所などの設備を利用し事業を行っております。これらの設備が、地震、津波、洪水、火災等の自然災害又は暴動等の偶発的事故によって毀損し、事業が中断もしくは事業再開に時間を要して、売上高が減少し収益が悪化する可能性があります。

さらに、当社グループが展開する全ての地域において、役員及び従業員の死亡や負傷による欠員があった場合、一部または全部の業務が中断し、事業活動の継続に支障を来す可能性があります。

当社グループでは、自然災害及び偶発的事故並びにそれらの二次災害に対しては、安全かつ迅速に対応できるよう影響を最小限にとどめ、可能な限り事業継続を図るため、これらの事態を想定した事業継続計画（BCP）を策定しております。

しかしながら、上記のような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

病害虫等のまん延について

当社グループは、前述「(3)- 中古自動車の検査について」のとおり、国際条約に準拠し、ニュージーランドにおける認証を取得して、自動車の輸出前検査を行っております。

しかしながら、想定されていない病害虫が発生した場合、または、想定を超える規模の病害虫のまん延等が発生した場合は、病害虫駆除の緊急対応、自動車の再検査・再検査、これらのための追加費用の発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症について

昨今の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大について、当社グループの主力販売地域であるニュージーランドにおいては、2020年3月25日に同ウイルスに対する警告システムの最悪レベルであるレベル4を公表し、同日より同国内すべての住民に4週間の自主隔離を義務付けました。今後、このような感染症の拡大防止もしくは予防のため、国内外における経済を含む各種活動の停滞・制限等が長引いた場合、当社グループの業績及び財政状態が大きく影響を受ける可能性があります。

(7)IT(情報システム・顧客情報)に関するリスク

情報システムについて

当社グループは、業務の主要な部分を情報システムに依存しております。このため、当社グループは、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、役員及び従業員に対する教育、並びに啓発により、情報管理の徹底に取り組んでおります。

しかしながら、当社グループが業務上運用している情報システムにおいて、人為的なミス、事故、火災、地震などの自然災害、コンピュータ又はプログラムの不具合、コンピュータウィルスの感染、第三者によるサーバやシステムへのサイバー攻撃等に起因するシステムトラブル、公衆回線などネットワークインフラの障害の発生並びに情報システムを支える電力等のインフラの大規模障害等、予期せぬ事象が発生した場合は、業務に直接支障が生じる他、提供するサービスの低下を招くことにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

取引先・個人・経営に関する情報等の取扱について

当社グループでは、取引先・個人・経営に関する情報自体に加え、それらを記載したファイルや電子メールなどのデータ、データが保存されているパソコンやサーバに加えて、CD-ROMやUSBメモリなどの記録媒体、そして紙の資料なども含めて企業活動において入手及び知り得た情報並びに当社が業務上保有する全ての保護すべき情報資産を所有しております。

当社グループの情報資産に関し、機密情報の漏えいや不正アクセス、データの改ざん及びサービスの停止等が発生した場合は、各国の法令に抵触し、法的責任が課される可能性があります。

また、法的責任まで問われない場合でも、当社グループに対する社会的信用の失墜や賠償責任の負担等が発生する可能性があります。

そのため、当社グループでは、情報漏えいリスクをはじめとする情報セキュリティリスク全般に対し、一定水準以上の効率的、かつ効果的な対策を講じることにより、社会からの信頼を常に得られるよう、情報セキュリティポリシーを策定し、その行動指針である情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策標準を定めております。

今後におきましても本ポリシーを遵守し、様々な脅威から情報資産を保護し、かつ適切に取り扱うことにより、情報セキュリティの維持に努めます。そのため、情報セキュリティポリシーに沿った行動が実行されるよう、情報セキュリティに関する教育を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を促してまいります。さら

に、情報通信技術が発達するなか、組織の実態や社会の変化に合わせた情報セキュリティポリシーの見直しにも継続的に取り組んでまいります。

しかしながら、上記のような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 株式に関するリスク

風評及び風説について

マスコミ報道やインターネット等の情報媒体において、当社グループ役員及び中古自動車販売業界に対して否定的な内容の報道がなされたり、事実と異なる悪評、誹謗中傷等の風評及び風説が流布したりすることがあります。

当社グループでは、こうした報道、風評及び風説に適時適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。しかしながら、こうした報道、風評及び風説が流布した場合は、その内容が正確か否かにかかわらず、顧客や投資家の理解及び認識に影響を及ぼすことにより、当社グループの社会的信頼及び信用が毀損され、当社グループの業務及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

また、今後においてストック・オプション制度を活用することも考えられ、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権が行使された場合は、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易問題等により成長速度が徐々に減速していたところ、第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的流行）や原油価格の急落等により先行きの悪化が見込まれております。

アメリカ経済は、堅調な雇用を背景とした個人消費に景気が下支えされ、中国との貿易問題にも進展が見られましたが、前述のCOVID-19により足元では雇用環境の悪化が顕著となりました。中国経済は、アメリカとの貿易摩擦の影響により景気が減速していたところにCOVID-19が発生し、生産活動が落ち込んでいます。ニュージーランド経済は、前述の環境の下、中央銀行による過去最低の0.25%への利下げや政府のインフラ整備案等で下支えを図ってまいりましたが、COVID-19により一層の下押しは不可避と予想されております。

このような環境下において、前述の通り、当連結会計年度末付近においてニュージーランドにおけるCOVID-19による警告システムのレベルは最悪の4に至り事業活動に一部、制約を受けたものの、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の中核事業会社である㈱日貿においては、新規顧客の貢献やESC（横滑り防止装置）義務化前の駆け込み需要等により販売台数は37,283台となり、前年同期比18.7%増加しました。また、物流セグメントの中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedにおいては、セグメント売上高の大部分を占めるニュージーランド向けの輸送台数が、中古車販売台数の増加により42,882台となり前年同期比12.5%増加しました。

他方、検査セグメントにおいては、㈱日本輸出自動車検査センターにおけるニュージーランド向けパイオ検査（検疫）件数が88,441件（前年同期比3.2%減）となった一方、カメムシ問題（注1）対応のため2018年9月より開始したパイオセキュリティ熱処理システム検査（以下「熱処理検査」）件数が61,154件と推移いたしました。

サービスセグメントにおいては、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等の業容が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

（注1）2018年2月にニュージーランドのオークランドに入港した日本発の自動車運搬船においてカメムシ（害虫指定のクサガカメムシ）が発見され、車両の荷揚げが制限された事象。

イ. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ11億73百万円増加し、238億54百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ25億54百万円増加し、144億93百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ13億80百万円減少し、93億60百万円となりました。

ロ. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高265億20百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益13億19百万円（同0.3%増）、経常利益11億71百万円（同19.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7億13百万円（同54.7%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

貿易では、売上高152億17百万円（前年同期比6.3%増）、セグメント利益1億66百万円（前年同期は70百万円の損失）となりました。

物流では、売上高53億8百万円（前年同期比11.8%増）、セグメント利益4億54百万円（同12.1%減）となりました。

サービスでは、売上高60億49百万円（前年同期比7.6%増）、セグメント利益1億41百万円（同35.5%増）となりました。

検査では、売上高44億8百万円（前年同期比6.2%減）、セグメント利益6億8百万円（同30.7%減）となりました。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動の結果減少した資金は7億5百万円（前年同期は4億71百万円の増加）となりました。

また、投資活動の結果減少した資金は17億5百万円（前年同期は2億30百万円の増加）となり、財務活動の結果増加した資金は16億72百万円（前年同期は1億11百万円の増加）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、41億83百万円（前年同期比7億74百万円の減少）となりました。

生産、受注及び販売の実績

イ.生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

ロ.商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
貿易	12,703,410	99.6
サービス	224,769	51.1
検査	3,243	-
合計	12,931,423	98.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 物流セグメントにおいては商品仕入活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

ハ.受注実績

役務または商品等の受注から完了または納品等までの所要時間が短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ同額であるため、記載を省略しております。

二.販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
貿易	12,661,974	103.5
物流	4,630,707	110.2
サービス	5,968,209	107.8
検査	3,240,611	88.3
その他	19,250	-
合計	26,520,752	103.4

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 相手先別の販売実績につきましては、総販売実績に対して10%以上の相手先がありませんので、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、経営者の判断に基づく会計方針の選択と適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りにつきましては、過去の実績や現在の状況等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果につきましては、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に当たり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えています。当該見積り項目において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響についても、その収束の見通し等について一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

(固定資産)

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価に当たり、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸倒引当金)

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。将来、債権の相手先の財務状況がさらに悪化して支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ．経営成績等

(イ) 財政状態

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ5.7%増加し、193億1百万円となりました。これは主に現金及び預金が7億74百万円減少及びたな卸資産が7億78百万円減少した一方、自動車ローン事業における販売金融債権が11億78百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ3.1%増加し、45億53百万円となりました。これは主に在外連結子会社において、IFRS第16号(リース)の適用等に伴い有形固定資産が1億43百万円増加したことやレンタカー事業買収に伴いのれんが1億28百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ5.2%増加し、238億54百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ6.1%増加し、107億82百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したことにより増えました。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ109.1%増加し、37億10百万円となりました。これは主に在外連結子会社において、IFRS第16号(リース)の適用等に伴いその他固定負債が3億15百万円増加および長期借入金17億33百万円増加によるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ21.4%増加し、144億93百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ12.9%減少し、93億60百万円となりました。これは主に自己株式7億71百万円増加及び為替換算調整勘定10億61百万円減少によるものであります。

(ロ) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べて3.4%増加し、265億20百万円となりました。

当社グループの主力事業を担う貿易セグメントの中核事業会社である(株)日貿では、新規顧客の貢献やESC(横滑り防止装置)義務化前の需要増等により、販売台数は37,283台と前年同期比18.7%増となり、貿易セグメントの売上高は152億17百万円(前年同期比6.3%増)となりました。

物流セグメントでは、中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedのニュージーランド向けの輸送台数が、中古車販売台数の増加により42,882台となり、物流セグメントの売上高は53億8百万円(同11.8%増)となりました。

サービスセグメントでは、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等の業容が堅調に推移し、売上高は60億49百万円(同7.6%増)となりました。

検査セグメントでは、(株)日本輸出自動車検査センターにおけるニュージーランド向けバイオ検査(検疫)件数が88,441件(前年同期比3.2%減少)となったものの、カメムシ問題(注1)対応のため2018年9月より開始したバイオセキュリティ熱処理システム検査の件数が61,154件と推移したことにより、売上高は44億8百万円(同6.2%減)となりました。

(注1)2018年2月にニュージーランドのオークランドに入港した日本発の自動車運搬船においてカメムシ(害虫指定のクサギカメムシ)が発見され、車両の荷揚げが制限された事象

(売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べて3.7%増加し、205億円となりました。これは主に貿易セグメントにおける販売台数の増加等によるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べて2.6%増加し、60億20百万円となりました。

(営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて3.3%増加し、47億円となりました。これは主に中古車販売台数増加に伴う輸出作業料の増加、事業譲受において生じた人員増加による人件費の増加やのれん償却額の増加等によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べて0.3%増加し、13億19百万円となりました。

(経常損益)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べて64.8%減少し、96百万円となりました。これは、主に円高進行により為替差益が為替差損へ転じたことによるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度に比べて77.1%増加し、2億44百万円となりました。これは、主に、円高進行による為替差損の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べて19.3%減少し、11億71百万円となりました。

(特別損益及び税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は、前連結会計年度に比べて4億95百万円減少し、62百万円となりました。これは、主に、前連結会計年度に発生した本社ビル売却による固定資産売却益の計上がなくなったことによるものであります。

当連結会計年度の特別損失は、前連結会計年度に比べて1億23百万円増加し、1億58百万円となりました。これは、主に、子会社におけるのれんの減損損失や緑化事業からの撤退による事業撤退損等によるものであります。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べて45.5%減少し、10億75百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の法人税等合計は3億61百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて54.7%減少し、7億13百万円となりました。

(ハ) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末と比べて7億74百万円減少(前年同期比15.6%減少)し、41億83百万円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果減少した資金は7億5百万円(前年同期は4億71百万円の増加)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益10億75百万円、減価償却費5億6百万円、たな卸資産の減少6億92百万円等の増加要因と、売上債権の増加11億79百万円、販売金融債権の増加18億71百万円、法人税等の支払額5億94百万円等の減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果減少した資金は17億5百万円(前年同期は2億30百万円の増加)となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入2億59百万円等の増加要因と、事業譲受による支出6億34百万円、短期貸付金の純増減額8億58百万円等の減少要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果増加した資金は16億72百万円(前年同期は1億11百万円の増加)となりました。これは主に自己株式の取得による支出7億71百万円等の減少要因と短期借入金の純増額19億95百万円の増加要因によるものであります。

ロ. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しており、それらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

ハ. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要の主なものは、中古自動車の仕入れ、自動車ローンの貸付資金及びその他の売上原価であります。運転資金の財源は、自己資金及び金融機関からの借入金によっています。

投資を目的とした資金需要は、設備投資や事業買収等による投資であります。投資を目的とした資金は、自己資金を主たる財源としつつ、必要に応じて金融機関からの借入や社債及び株式の発行によって資金の調達を行う方針であります。

なお、当連結会計年度末における借入金、社債及びリース債務を含む有利子負債の残高は124億90百万円となっております。また、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は41億83百万円となっております。

ニ. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益性及び効率性の観点から、連結営業利益額、連結経常利益額及び自己資本当期純利益率(ROE)を重要な経営指標と考えております。

また、収益性の観点から、連結子会社である㈱日貿の中古自動車販売台数を重要業績評価指標(KPI)として考えております。その理由は、同社における販売のみならず、物流、サービス、検査等が直接的に影響を受けるためであります。

当連結会計年度における連結営業利益額は13億19百万円(前年同期比3百万円増)、連結経常利益額は11億71百万円(同2億79百万円減)及び自己資本当期純利益率(ROE)は7.1%(前年同期は15.6%)となりました。また、㈱日貿の中古車販売台数は37,283台(前年同期比5,878台増)となりました。

ホ. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(貿易)

貿易では、新規顧客の貢献やESC(横滑り防止装置)義務化前の駆け込み需要等により販売台数が増加いたしました。この結果、売上高152億17百万円(前年同期比6.3%増)、セグメント利益1億66百万円(前年同期は70百万円の損失)となりました。

セグメント資産は、37百万円減少し、84億40百万円となりました。

(物流)

物流では、中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数が、中古車販売台数の増加により42,882台となり、また熱処理検査代金相当分の売上高計上もあったため、売上高は53億8百万円(前年同期比11.8%増)となりましたが、熱処理検査代金の同額原価計上により、セグメント利益は4億54百万円(同12.1%減)となりました。

セグメント資産は4億16百万円増加し、17億43百万円となりました。

(サービス)

サービスでは、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等の業容が堅調に推移し、売上高は60億49百万円(前年同期比7.6%増)となりました。セグメント利益は、個人向け自動車ローンの貸出件数の増加を主因に、1億41百万円(同35.5%増)となりました。

セグメント資産は、販売金融債権の増加等により9億93百万円増加し、103億47百万円となりました。

(検査)

検査では、バイオ検査(検疫)件数は88,441件(前年同期比3.2%減)となりました。一方、2018年9月より開始した熱処理検査件数が61,154件と推移いたしました。この結果、売上高44億8百万円(同6.2%減)、セグメント利益6億8百万円(同30.7%減)となりました。

セグメント資産は1億61百万円減少し、31億56百万円となりました。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は438,597千円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下の通りです。

- ・サービスセグメント：レンタカー用車両(注) 80,616千円、車両整備場建屋購入等 125,898千円
- ・検査セグメント：検査情報管理システム構築 64,594千円

(注)事業買収により取得した車両は除きます。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	共通	事務所設備	47,884	578	()	13,974	62,437	28 (6)

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)日買	本店等 (三重県伊勢市)	貿易	事務所設備	34,712	21,415	171,505 (705.33)	7,957	235,591	73 (0)
(株)日本輸出 自動車検査 センター	本社等 (神奈川県横浜市)	検査	事務所設備 及び検査設備	399,045	144,415	()	89,909	633,370	78 (27)

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
Universal Property Limited	本社ビル等 (ニュージーラン ド オークランド 市)	サービス	事務所設備 車両整備場	689,004		785,205 (40,075.5)	33,761	1,507,972	0 (0)
Universal Rental Cars Limited	オークランド・エ アポート営業所等 (ニュージーラン ド オークランド 市)	サービス	車 両 等	4,937	616,501		5,583	627,021	44 (8)
Vehicle Inspection New Zealand Limited	オークランド検査 場等 (ニュージーラン ド オークランド 市)	検査	検 査 設 備	36,603	11,634		152,581	200,818	180 (16)

- (注) 1. 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及びソフトウェアを含んでおります。
2. 在外子会社 Universal Property Limitedの従業員数については、記載すべき従業員はおりません。同社は、主に連結会社へ資産を貸与する目的で事務所設備を所有している資産管理会社であります。
3. 平均臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)日本輸出自動車検査センター	神奈川県 横浜市鶴見区等	検査	新検疫設備・ 熱処理設備等	38	-	自己資金	2020年7月	2020年9月	(注)2
			システム開発	70	-	自己資金	2020年4月	2021年3月	(注)2
	大阪府 高石市		事務所改修等	20	-	自己資金	2020年9月	2020年10月	(注)2
Vehicle Inspection New Zealand Limited	クライス トチャー チ	検査	検査場移転	63	-	自己資金	2020年9月	2021年3月	(注)2
	オークラ ンド		コンピュータ 関連(含むソ フトウェア)	107	-	自己資金	2020年5月	2021年10月	(注)2
Universal Property Limited	クライス トチャー チ	サービス	車両整備場等	381	293	自己資金及 び借入金	2017年10月	2021年3月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,353,045	5,353,045	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	5,353,045	5,353,045	-	-

(注) 発行済株式のうち1,736,065株は、現物出資(金銭債権 2,683,645千円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4、当社の従業員3、当社子会社の取締役9、当社子 会社の従業員8
新株予約権の数(個)	28,462
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 142,310 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,602 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年4月15日 至 2026年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,602 資本組入額 801
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する ものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項)	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議により、必要かつ合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

イ 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ロ 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ハ 上記のほか、割当日後に、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により、必要かつ合理的な範囲で払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

イ 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

ロ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的となる当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。

ハ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記八に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - （イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - （ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
組織再編行為前の条件に準じて決定するものとする。
 - リ その他新株予約権の行使条件
組織再編行為前の条件に準じて決定するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年8月28日 (注)1.	-	990,062	1,284,159	100,000	-	1,283,826
2016年3月10日 (注)2.	14,443	1,004,505	57,829	157,829	57,829	1,341,656
2017年7月25日 (注)3.	4,018,020	5,022,525	-	157,829	-	1,341,656
2017年12月25日 (注)4.	270,600	5,293,125	225,274	383,104	225,274	1,566,930
2018年5月31日 (注)5.	44,940	5,338,065	35,996	419,101	35,996	1,602,927
2018年8月31日 (注)5.	14,980	5,353,045	11,998	431,100	11,998	1,614,926

- (注)1. 資本金の減少は、2015年3月の組織再編にともない当社の総資産に対して過大となった資本金を当該組織再編前の金額に戻すため、2015年6月23日開催の定時株主総会において決議された発行済株式総数の変更をとみなわない無償減資によるものであります。
2. 資本金及び資本準備金の増加は、2016年3月10日開催の臨時株主総会において決議された現物出資による第三者割当増資(発行価格8,008円、資本組入額4,004円、割当先ピーター・ケネス・ジョンストン(子会社の役員))にともない株式を発行したことによる増加額であります。
3. 株式分割(1:5)によるものであります。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- | | |
|-------|-----------|
| 発行価格 | 1,800円 |
| 引受価額 | 1,665円 |
| 資本組入額 | 832.50円 |
| 払込金総額 | 450,549千円 |
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	16	32	18	9	2,299	2,377	-
所有株式数(単元)	-	3,184	608	2,733	855	15,419	30,710	53,509	2,145
所有株式数の割合(%)	-	5.95	1.14	5.11	1.60	28.82	57.39	100.00	-

(注)自己株式941,556株は、「個人その他」に9,415単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山中 信哉	静岡県熱海市	1,040,590	23.59
ロバート・アンドリュー・ヤング	ニュージーランド オークランド市	752,830	17.07
マーティン・フレイザー・マッカラク	ニュージーランド オークランド市	752,830	17.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	259,000	5.87
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	140,200	3.18
株式会社1222	北海道帯広市西十九条南五丁目6番6号	63,300	1.43
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	53,000	1.20
山中 玲子	三重県伊勢市	34,500	0.78
ジャクソン 美千代	千葉県船橋市	34,500	0.78
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人株式会社三井住友銀行)	80 ROUTE D'ESCH LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1470	33,200	0.75
計	-	3,163,950	71.72

(注)1. 2019年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2019年11月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区六本木七丁目7番7号
保有株券等の数	株式 241,900株
株券等保有割合	4.52%

2. 2019年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社とその共同保有者であるSMBC日興証券株式会社が2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)

三井住友DSアセットマネジメント株式会 社 SMBC日興証券株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号	株式 264,100	4.93
	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	株式 21,200	0.40

3. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 941,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,409,400	44,094	-
単元未満株式	普通株式 2,145	-	-
発行済株式総数	5,353,045	-	-
総株主の議決権	-	44,094	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社オプティマスグループ	東京都港区芝二丁目5番6号	941,500	-	941,500	17.59
計	-	941,500	-	941,500	17.59

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年2月15日)での決議状況 (取得期間 2019年2月18日~2019年4月26日)	100,000	184,000,000
当事業年度前における取得自己株式	44,600	60,576,400
当事業年度における取得自己株式	15,900	20,965,400
残存議決株式の総数及び価額の総額	39,500	102,458,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	39.50	55.68
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	39.50	55.68

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月15日)での決議状況 (取得期間 2019年5月16日~2019年8月9日)	100,000	184,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	56,000	54,774,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	44,000	129,225,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	44.00	70.23
当期間における提出日現在の取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	44.00	70.23

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月20日)での決議状況 (取得期間 2019年8月21日)	1,000,000	843,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	825,000	695,475,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	175,000	147,525,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	17.50	17.50
当期間における提出日現在の取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	17.50	17.50

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得自己株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
保有自己株式数	941,556	-	941,556	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数及び取締役会決議により取得した株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと考えております。

剰余金の配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勧奨し、当面は、連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

内部留保資金の用途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月14日 取締役会決議	101,464	23.0
2020年5月19日 取締役会決議	110,287	25.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する考え方

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する仕組みと捉え、その強化を経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、より実効的なコーポレート・ガバナンスの実践により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、移動する楽しさ、移動するための安全な手段、移動する際の利便性や快適性を世界の多くの人々が享受できるように貢献してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社を採用しており、法令等に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置いています。また任意の委員会等として、経営会議、指名・報酬諮問委員会、利益相反特別委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会ならびに内部監査室を設けております。

株主総会以外の各機関、及び任意の委員会等の概要は次のとおりです。

(イ)取締役会

取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）の計9名で構成されております。構成員は、代表取締役社長 山中信哉（議長）、取締役 岩岡廣明、同 富島信彦、同 ロバート・アンドリュー・ヤング、同 マーティン・フレイザー・マッカラク及び、監査等委員である取締役 長崎伸郎、同 縄野克彦、同 伊藤真弥、同 布施伸章であります。また、月1回、定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(ロ)監査等委員会

監査等委員は、取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成されております。構成員は、監査等委員である取締役 長崎伸郎（委員長）、同 縄野克彦、同 伊藤真弥、同 布施伸章であります。

(ハ)会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人は、当社に対して会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。

(ニ)経営会議

経営会議は、全般的な業務執行について、経営上の重要な事項に関して協議することを目的としています。

常勤の取締役（代表取締役社長 山中信哉、取締役 岩岡廣明、同 富島信彦、監査等委員である取締役 長崎伸郎）、執行部門の管理職及び内部監査室長で構成され、月1回以上の定例会を開催しております。

(ホ)指名・報酬諮問委員会

取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、取締役会の下に、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任、報酬等に係る案件を審議し、取締役会へ答申することとしております。

過半数が独立社外取締役で構成され、かつ、委員長は独立社外取締役としております。構成員は、代表取締役社長 山中信哉、並びに独立社外取締役の長崎伸郎（委員長）、同 縄野克彦、同 伊藤真弥、同 布施伸章、同 の計5名です。

(ヘ)利益相反特別委員会

当社グループのバリューチェーン（注）における潜在的な利益相反を適切に管理、低減するために、取締役会の下に任意の諮問機関として、利益相反特別委員会を設置しております。

同委員会は代表取締役を委員長、取締役（岩岡廣明、富島信彦、ロバート・アンドリュー・ヤング、マーティン・フレイザー・マッカラク）を委員とし、審議する内容・事項に応じて当社グループ会社の社長、CEO、部長級の実務要職から適宜任命される監事、監督者としての当社監査等委員である常勤取締役（長崎伸郎）、社外の弁護士で構成されております。取締役会の諮問に応じて、当社グループ全体の利益相反に係る事項について審議を行い、取締役会に答申します。

（注）中古自動車の仕入れから、検査、輸送、アフターサービスに至るまで、中古自動車の取引に係る一連の事業機会を当社グループ内に取り込む体制

(ト)リスク管理委員会

当社グループ等の事業活動、管理運営または当社役職員に負の影響を及ぼす可能性がある様々なリスクについて、適正に管理し、その対応策を実施する活動を推進および統括することを目的に設置されております。

同委員会は、代表取締役を委員長とし、取締役（岩岡廣明、富島信彦、長崎伸郎、縄野克彦）および委員長の指名する管理職で構成され、年2回の定例会に加え、必要に応じて臨時開催しております。

(チ)コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に適切に対応することを目的に設置されています。

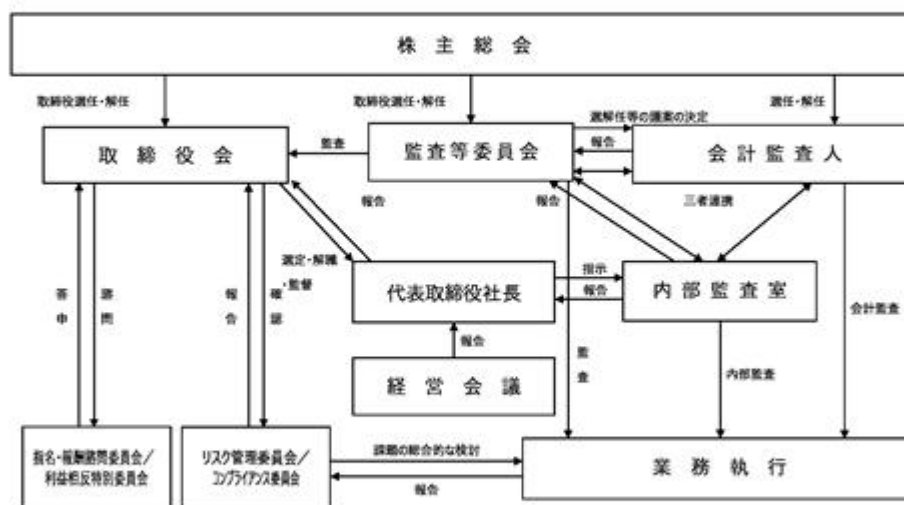
同委員会は、代表取締役を委員長とし、コンプライアンス部門責任者（取締役岩岡廣明）、取締役（富島信彦、長崎伸郎、縄野克彦）および委員長の指名する管理職で構成され、年2回の定例会に加え、必要に応じて臨時開催しております。

(リ)内部監査室

当社グループにおける業務活動の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持を目的として設置されています。執行活動から独立した立場で当社グループの業務活動を監査することで、経営方針、経営計画、社内規程及び諸制度に準拠して効果的かつ効率的に運営されているか否かを確認しております。

なお、内部監査室は2名で構成されています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置しているのは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより取締役会の監査・監督機能の実効性が高まり、企業統治の一層の強化に資するものと考えためであります。

なお、「様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する仕組み」である当社のコーポレート・ガバナンスをより実効性があるものとするために、法令に基づく機関に加えて、任意の委員会等を設けております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）に基づき内部統制システムの整備を行っております。以下は「内部統制システム構築に関する基本方針」の内容の一部であります。

(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスにかかる体制を構築し、推進する。
- ・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。

(ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
 - ・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- (ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
 - ・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ニ) 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。
- (ヘ) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項
- ・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。
- (ト) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- (チ) 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。
- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科することができるものとする。
- (ヌ) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。
- (ル) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保つ。
 - ・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
 - ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。
- (ロ) 反社会的勢力排除への対応方針

- ・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

(ワ)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め財務報告に係る内部統制の整備及び運用(モニタリングを含む。)を行うとともに、その有効性を評価する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループにおけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設けています。

当社の取締役会、リスク管理委員会等において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っています。

ハ. 子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況

前述のとおり、当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進めています。

また、子会社における業務活動が経営方針、経営計画及び諸制度に準拠して効果的かつ効率的に運営されているか否かを確認するため、内部監査室による内部監査を子会社に対して実施しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内、監査等委員である取締役は4名以上とする旨、定款で定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は定款にて、取締役の選任および解任は株主総会の決議によることとし、その方法を定めています。

選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して議決します。何れも、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定められております。

解任決議については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の場合は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の場合は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨が定められております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ．中間配当

当社は、会社法第454条第5条の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ハ．自己の株式の取得

当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ニ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項及び同法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等）及び取締役（業務執行取締役等である者を除く。）（それぞれ取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等）及び取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	山中 信哉	1960年2月13日生	1988年4月 ㈱日貿・ジャパントレーディング(現 ㈱日貿)設立 代表取締役社長就任(現任) 2015年1月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)5	1,040,590
取締役	ロバート アンド リュー ヤング	1972年5月5日生	1998年7月 Vehicle Solutions Limited取締役就任 2002年3月 ㈱日貿・ジャパントレーディング(現 ㈱日貿)入社 ゼネラルマネージャー 2004年5月 Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任 2004年9月 Auto Advance Finance Limited取締役就任(現任) 2009年4月 Auto Finance Direct Limited設立取締役就任(現任) 2013年5月 ㈱日貿取締役就任(現任) 2015年2月 Universal Finance Company Limited取締役就任(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任)	(注)5	752,830

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	マーティン フレイザー マッカラ ッ ク	1972年1月6日生	1988年6月 JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社 1991年9月 McCathie Customs Limited (現 McCullough LIMITED) 入社 1999年9月 同社取締役就任 2002年8月 NCC Car Carriers Limited 取締役就任 2012年2月 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任) 2015年2月 Universal Finance Company Limited取締役就任 2015年3月 Compass Auto Logistics Limited取締役就任 2015年6月 当社取締役就任 (現任) 2016年2月 コンバス・ロジスティクス ㈱代表取締役社長就任 2016年3月 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited 取締役就任 (現任)	(注) 5	752,830
取締役	岩岡 廣明	1958年5月1日生	1982年4月 三井物産㈱入社 2002年5月 同社CFO企画システム統括室長 2002年12月 同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長 2005年1月 欧州三井物産㈱ Regional CFO就任 (兼務) ドイツ三井物産㈱取締役 CFO 就任 2009年12月 三井物産㈱金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長 2013年10月 (出向)三井物産スチール㈱ 常務取締役管理本部長 CFO 就任 2015年11月 (兼務)三井物産鋼材販売㈱ (現 NST三鋼販㈱) 常務取締役管理本部長 CFO 就任 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任 2020年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	富島 信彦	1959年1月7日生	1982年4月 三井物産(株)入社鉄鋼統括部 1984年6月 ポルトガル修業生(コインブラ大学国際葡語コース) 1989年7月 米国ボストン大学MBA取得 1993年6月 米国Pinnacle Steel Processing Inc.社長就任 2001年10月 米国Mitsui Steel Development Inc.社長就任 2007年9月 三井物産(株)鉄鋼製品本部鉄鋼海外事業部室長 2010年5月 同社食料・リテール本部穀物油脂部長 2011年5月 ブラジルMultigrain S.A, CEO就任 2012年11月 米国Game Changer Holding Inc.社長就任 2014年3月 三井物産(株)退社 2014年7月 (株)エフ・エム・アイ取締役副社長就任 2015年7月 同社代表取締役社長就任 2018年4月 同社退社 2018年11月 学研CAIスクール杉並宮前校経営兼塾長就任 2019年8月 (株)日本輸出自動車検査センター代表取締役社長就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	縄野 克彦	1946年11月16日生	1969年7月 運輸省(現 国土交通省)入省 1999年7月 同省自動車交通局長就任 2001年1月 海上保安庁長官就任 2002年7月 国土交通省国土交通審議官 2003年8月 港湾近代化促進協議会(現 (一財)港湾近代化促進協議会)会長就任 2005年10月 (株)日本航空(現 日本航空(株))常務取締役就任 2007年4月 同社代表取締役副社長就任 2012年6月 (一財)日本気象協会会長就任 (株)ジェイアール貨物・インターナショナル代表取締役社長就任 2013年6月 (一財)日本水路協会会長就任(現任) 2014年6月 (一社)全国レンタカー協会会長就任 2015年6月 当社社外監査役就任 2016年4月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 (一財)航空機安全運航支援センター会長就任(現任)	(注)6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	伊藤 真弥	1976年12月28日生	2002年10月 弁護士登録 西村あさひ法律事務所入所 2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行 出向 2010年4月 駿河台大学法科大学院非常 勤講師 2012年8月 (独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校講師 2016年1月 西村あさひ法律事務所パー トナー(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注)6	-
取締役 (監査等委員)	長崎 伸郎	1955年6月28日生	1978年4月 トヨタ自動車工業(株)(現ト ヨタ自動車(株))入社 2001年1月 出向トヨタモーターオース トラリア経理担当副社長就 任 2003年1月 出向トヨタモーター欧州製 造統括会社経理担当執行役 員就任 2008年1月 トヨタ自動車(株)関連事業部 長就任 2010年4月 あいおい損害保険(株)(現あ いおいニッセイ同和損害保 険(株))入社経理担当執行役 員就任 2011年2月 (株)マルカキカイ(現(株)マル カ)社外監査役就任 2016年2月 同社社外取締役就任(現任) 2016年4月 あいおい損害保険(株)(現あ いおいニッセイ同和損害保 険(株))専務執行役員就任 2018年3月 同社退社 2020年6月 当社社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注)6	-
取締役 (監査等委員)	布施 伸章	1965年7月1日生	1988年4月 等松・青木監査法人(現有 限責任監査法人トーマツ) 入所 2002年7月 同監査法人パートナー就任 企業会計基準委員会専門研 究員、金融庁企業会計審議 会監査部会専門委員、日本 公認会計士協会理事等を歴 任 2015年11月 同監査法人退所 2015年12月 布施公認会計士事務所開設 所長就任(現任) 2016年7月 合同会社会計・監査リサー チセンター設立代表社員就 任(現任) 2018年4月 NFパートナーズ合同会社設 立代表社員就任(現任) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注)6	-
計					2,546,250

(注)1. 取締役(監査等委員)縄野 克彦、伊藤 真弥、長崎 伸郎及び布施 伸章は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 長崎 伸郎、委員 縄野 克彦、委員 伊藤 真弥、委員 布施 伸章

なお、長崎 伸郎は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。

4. 当社の指名・報酬諮問委員会の体制は次のとおりであります。

- 委員長 長崎 伸郎、委員 山中 信哉、委員 縄野 克彦、委員 伊藤 真弥、委員 布施 伸章
5. 2020年6月24日から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 6. 2020年6月24日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 7. 略歴中に記載されているNCC Car Carriers Limitedは2017年4月に、Compass Auto Logistics Limitedは2017年8月に、コンパス・ロジスティクス㈱は2018年10月にそれぞれ清算済みであります。
 8. 当社は、法令及び定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	生年月日	略 歴	所有株式数 (株)
横 瀬 勉	1960年10月14日生	1983年4月 東京急行電鉄㈱入社 1994年5月 ノーザンテレコムジャパン㈱(株)人事マネージャー、ファイナンスマネージャー 1998年7月 日本B T㈱(株)総務人事部長 2000年8月 マッケンナ・ジャパン㈱(株)オフィスディレクター 2001年3月 P D I ジャパン㈱(株)コンサルタント 2003年3月 ワイス㈱(株)執行役員人事部長 2007年12月 慶應義塾大学S F C研究所上席所員(現任) 2008年1月 横瀬伸銅㈱(株)取締役(現任) 2008年4月 佐賀大学大学院工学系研究科非常勤講師 2011年11月 国際大学大学院国際経営学研究科特別招聘教授 2015年6月 八千代工業㈱(株)社外取締役(現任) 2018年7月 国際大学大学院国際経営学研究科教授(現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学S F C研究所 上席所員 国際大学大学院国際経営学研究科 教授	-

社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

4名(全て監査等委員である取締役)

ロ. 社外取締役と提出会社との、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

社外取締役4名と当社の間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

ハ. 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

コーポレート・ガバナンス体制の強化及び監査体制充実を担っております。

ニ. 社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

会社法に定める社外取締役の要件を満たすことに加え、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める下記の「社外取締役の独立性に関する基準」に基づき、独立性の判断を行っております。

社外取締役の独立性に関する基準

当社における社外取締役の独立性に関する基準は以下のとおりとする。

1. 次のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有しているものと判断する。

(1) 当社又は当社の現在の子会社の従事者及び出身者

当社又は当社の現在の子会社の業務執行者又はその就任の前10年間に於いてそうであった者(注1)

その就任の前10年間に於いて当社又は当社の現在の子会社の非業務執行取締役(業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。)、又は監査役であった者であって、当該非業務執行取締役又は監査役への就任の前10年間に於いて当社又は当該子会社の業務執行者であった者

(2) 大株主・主要株主の関係者

当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の役員及び従業員又は最近5年間に於いてそうであった者(注2)

当社が現在主要株主である会社の役員及び従業員

(3) 主要な取引先

当社又はその子会社の主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%以上の支払いをしているもしくは支払いを受けている取引先。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

(4) 相互派遣・相互就任の役員

当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の役員及び従業員

(5) 多額の寄付先

当社又はその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者

(6) 主要な借入先

当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の役員及び従業員又は最近3年間においてそうであった者（注3）

(7) 役員報酬以外の多額の金銭の支払いを受けているアドバイザー

現在当社又はその子会社の会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の関係者又は最近3年間においてそうであった関係者のうち、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）（注4）
上記 に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間に平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

上記 又は に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社又はその子会社から受けたファーム。）の関係者

(8) 近親者・同居の親族

「1」で考慮されている事由に当てはまる配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

2. 前項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、社外取締役選任時に、当社の業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待できる理由を対外的に説明のうえ、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

3. 当社において、現在独立取締役の地位にある者で、独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとする。

注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、理事（業務執行に当たる者に限る。）、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

注2：「役員及び従業員」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。

注3：「主要な借入先」とは、当社又はその子会社が借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう。）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループをいう。

注4：「関係者」とは、社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者をいう

ホ．社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

各分野において豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会等における率直、活発で建設的な意見等により当社の発展への貢献が期待できる人物を社外取締役に選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を定期的開催し、情報の共有及び意見交換により、経営の効率化及び監査品質の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社における監査等委員は4名、全員が社外取締役であり、内1名を常勤としております。監査等委員は当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また常勤監査等委員は当社の各種会議への出席に加え、子会社の重要な会議への出席の他、拠点への往査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。

また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」を四半期ごとに開催する他、会計監査人による子会社往査に同行し発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ることで監査の実効性を高めています。

なお、常勤の監査等委員長崎伸郎氏は、自動車製造業・損害保険業において海外勤務も含め経営等に従事し、経営者としての経験も豊富であります。

当事業年度において、監査等委員会を原則として月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
長谷川 康司	17回	17回
岩岡 廣明	17回	17回
縄野 克彦	17回	17回
金子 好宏	17回	17回
伊藤 真弥	12回	12回

(注) 伊藤真弥氏は取締役監査等委員の就任後開催の開催回数及び出席回数を記載しております。

監査等委員会では、前後の取締役会における運営の適法性、適正性、妥当性等の検討の他、子会社も含めた事業運営全般に係る主要な情報を共有し、課題に対する意見交換と意思統一を図っております。

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室(2名)を設置しております。同室は、経営方針、経営計画、社内規程及び諸制度に準拠して効果的かつ効率的に運営されているか否かを執行活動から独立した立場で、当社及び子会社等への監査を実施するとともに、内部統制の整備及び運用状況を評価することにより、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めております。

また、経営の課題認識も踏まえたりスクアアプローチに基づく監査計画を立案し、監査及び評価の結果を経営並びに対象部門へフィードバックするとともに、監査等委員会や会計監査人との三様監査の一環として「三者打ち合わせ」を四半期ごとに行い監査等委員会や会計監査人と密接に連携を取ることで、監査の実効性の確保を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

伊藤 恭治

西口 昌宏

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名及び会計士試験合格者7名、その他3名であります。

e. 監査法人の選任方針と理由

当社グループの監査法人を選任するにあたり、当社グループの事業規模、事業範囲に適した会計監査人としての専門性、独立性及び監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に

行われることを確保する体制を備えていることを考慮しました。当該監査法人はこれら各種の考慮すべき項目及び体制を備えていると判断し、当社の会計監査人として選任しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、当該監査法人の有する品質保証システムと実践、当該監査法人から受けた報告の内容、当社の経理部門等から入手した会計監査人に関する情報及び評価、常勤監査等委員が当該監査法人の往査に同行した際の評価、並びに当社グループの業種、業務内容、経理処理等に必要十分な知識と理解を得ていることなどを踏まえ、当該監査法人による監査の遂行状況を評価しました。その結果、当該監査法人の選任は妥当であり、監査の方法、業務遂行は相当であると判断しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	31,800	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31,800	-	32,000	-

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容は、以下の通りです。

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Ernst & Young のメンバーファームに対して、当社の連結財務諸表監査の一環として行う監査業務の報酬として30千ニュージーランドドルを支払っております。

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Ernst & Young のメンバーファームに対して、ニュージーランドにおける法定監査の報酬として189千ニュージーランドドル、非監査業務の「合意された手続」業務の報酬として7.5千ニュージーランドドルを支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Ernst & Young のメンバーファームに対して、ニュージーランドにおける法定監査の報酬として254千ニュージーランドドル、非監査業務の「合意された手続」業務の報酬として9千ニュージーランドドルを支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等の独立性に留意し、監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、監査公認会計士等の報酬等につき、会社法第399条第3項に基づき監査等委員会の同意を得て、適切に監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積もりの算定根拠などが、当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額に同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、固定報酬を基本とし、業績連動型報酬及び中長期的インセンティブの導入については、今後十分な検討を経て判断するというものであり、当社の役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で定めております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年4月14日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬総額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）及び監査等委員である取締役の年間報酬総額1億円以内であります。

また、取締役会の諮問に応じて、役員の報酬等に関する株主総会議案の原案を審議・決定するほか、取締役の報酬等に関する事項を検討するのは、指名・報酬諮問委員会に委ねられております。

取締役会が取締役の報酬等を指名・報酬諮問委員会に諮問すると、同委員会では、同委員会が定める取締役の報酬等に係る基本方針と判断基準に基づいて報酬等の内容を審議し、取締役会に答申します。監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等は、監査等委員会の意見も踏まえて取締役会で決議し、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員全員の協議により決定します。

なお、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会の諮問に基づき、2019年4月15日の指名・報酬諮問委員会で内容が審議され、2019年5月15日の監査等委員会で意見が決定され、2019年6月26日の取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長により決定されております。当事業年度における当社の監査等委員である取締役の報酬等は、2019年6月26日の指名・報酬諮問委員会で内容が審議され、2019年6月26日の監査等委員会で協議により決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外役員を除く。）	195	195	-	-	-	5
取締役（監査等委員） （社外役員を除く。）	-	-	-	-	-	-
社外役員	45	45	-	-	-	6

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式を、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。保有目的が純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式のことであり、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式とは、保有目的が純投資目的である投資株式以外の投資株式のことであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の内、上場株式を保有する場合には、取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開等の便益、保有に伴うリスク及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合には行います。なお、当社グループは、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の内、上場株式を保有しておりませんので、個別銘柄の保有の適否に関して、取締役会等において検証を実施しておりません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	18,492
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	15,545	事業戦略遂行のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握する体制を整備するため、監査法人等が主催する研修会等に参加し、経理や財務に係る書籍等の購読により専門知識の蓄積に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,958,026	4,183,310
売掛金	5,203,640	6,124,204
販売金融債権	3,933,672	5,111,843
たな卸資産	1, 2 1,972,644	1, 2 1,193,797
その他	1 2,282,659	1 2,795,362
貸倒引当金	85,895	107,213
流動資産合計	18,264,748	19,301,303
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1, 3 1,278,265	1, 3 1,249,053
機械装置及び運搬具(純額)	3 879,387	3 830,695
土地	1 1,149,229	1 956,710
リース資産(純額)	-	3 433,474
その他(純額)	3 211,651	3 192,034
有形固定資産合計	3,518,534	3,661,969
無形固定資産		
のれん	-	128,359
その他	138,481	180,219
無形固定資産合計	138,481	308,578
投資その他の資産		
繰延税金資産	407,511	217,144
その他	4 419,286	4 441,272
貸倒引当金	67,885	75,954
投資その他の資産合計	758,911	582,462
固定資産合計	4,415,927	4,553,010
資産合計	22,680,676	23,854,313

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	523,579	344,603
短期借入金	1 7,101,138	1 8,771,530
1年内償還予定の社債	53,400	53,400
1年内返済予定の長期借入金	1 994,047	45,634
未払法人税等	338,023	86,519
賞与引当金	56,752	67,404
その他	1,097,703	1,413,848
流動負債合計	10,164,645	10,782,939
固定負債		
社債	79,100	25,700
長期借入金	1,414,634	1 3,147,910
繰延税金負債	125,443	44,193
退職給付に係る負債	153,690	175,320
その他	1,733	317,527
固定負債合計	1,774,600	3,710,650
負債合計	11,939,246	14,493,590
純資産の部		
株主資本		
資本金	431,100	431,100
資本剰余金	1,874,458	1,874,458
利益剰余金	9,325,510	9,777,917
自己株式	60,703	831,918
株主資本合計	11,570,365	11,251,558
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	828,935	1,890,835
その他の包括利益累計額合計	828,935	1,890,835
純資産合計	10,741,430	9,360,723
負債純資産合計	22,680,676	23,854,313

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	25,644,115	26,520,752
売上原価	1 19,777,730	1 20,500,184
売上総利益	5,866,385	6,020,568
販売費及び一般管理費	2 4,550,146	2 4,700,798
営業利益	1,316,238	1,319,769
営業外収益		
受取利息	70,719	61,360
為替差益	60,676	-
持分法による投資利益	5,850	5,530
その他	135,694	29,167
営業外収益合計	272,941	96,057
営業外費用		
支払利息	124,168	132,455
為替差損	-	96,683
その他	13,882	15,328
営業外費用合計	138,050	244,467
経常利益	1,451,129	1,171,359
特別利益		
固定資産売却益	3 554,631	3 17,244
関係会社清算益	4 3,612	-
受取和解金	-	45,364
特別利益合計	558,243	62,608
特別損失		
固定資産除売却損	5 26,708	5 15,120
減損損失	6 8,362	6 65,338
事業撤退損	-	7 47,014
その他	-	8 31,452
特別損失合計	35,071	158,926
税金等調整前当期純利益	1,974,300	1,075,041
法人税、住民税及び事業税	566,551	283,463
法人税等調整額	165,919	78,454
法人税等合計	400,631	361,918
当期純利益	1,573,669	713,123
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,573,669	713,123

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,573,669	713,123
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	100,829	1,060,636
持分法適用会社に対する持分相当額	248	1,263
その他の包括利益合計	101,077	1,061,899
包括利益	1,472,591	348,775
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,472,591	348,775
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	383,104	1,826,462	7,990,266	80	10,199,752
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	43,725	-	43,725
会計方針の変更を反映した当期首残高	383,104	1,826,462	8,033,992	80	10,243,478
当期変動額					
新株の発行	47,995	47,995	-	-	95,991
剰余金の配当	-	-	282,151	-	282,151
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,573,669	-	1,573,669
自己株式の取得	-	-	-	60,622	60,622
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	47,995	47,995	1,291,518	60,622	1,326,887
当期末残高	431,100	1,874,458	9,325,510	60,703	11,570,365

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	727,858	727,858	9,471,894
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	43,725
会計方針の変更を反映した当期首残高	727,858	727,858	9,515,620
当期変動額			
新株の発行	-	-	95,991
剰余金の配当	-	-	282,151
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,573,669
自己株式の取得	-	-	60,622
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101,077	101,077	101,077
当期変動額合計	101,077	101,077	1,225,809
当期末残高	828,935	828,935	10,741,430

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	431,100	1,874,458	9,325,510	60,703	11,570,365
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	260,715	-	260,715
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	713,123	-	713,123
自己株式の取得	-	-	-	771,215	771,215
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	452,407	771,215	318,807
当期末残高	431,100	1,874,458	9,777,917	831,918	11,251,558

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	828,935	828,935	10,741,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	260,715
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	713,123
自己株式の取得	-	-	771,215
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,061,899	1,061,899	1,061,899
当期変動額合計	1,061,899	1,061,899	1,380,706
当期末残高	1,890,835	1,890,835	9,360,723

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,974,300	1,075,041
減価償却費	326,633	506,498
減損損失	8,362	65,338
のれん償却額	-	40,681
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,834	42,557
受取利息及び受取配当金	77,301	62,337
支払利息	124,168	132,455
為替差損益(は益)	65,553	45,029
持分法による投資損益(は益)	5,850	5,530
固定資産除売却損益(は益)	527,922	2,123
受取和解金	-	45,364
関係会社清算損益(は益)	3,612	-
売上債権の増減額(は増加)	43,143	1,179,467
販売金融債権の増減額(は増加)	1,153,947	1,871,648
たな卸資産の増減額(は増加)	373,714	692,499
仕入債務の増減額(は減少)	144,804	125,942
その他の流動資産の増減額(は増加)	819,133	264,436
その他の流動負債の増減額(は減少)	59,263	287,847
その他	241,845	59,675
小計	757,188	80,350
利息及び配当金の受取額	84,487	57,183
利息の支払額	120,562	132,857
和解金の受取額	-	45,364
法人税等の支払額	250,066	594,878
営業活動によるキャッシュ・フロー	471,046	705,538
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	219,478	-
有形固定資産の取得による支出	1,277,233	346,218
有形固定資産の売却による収入	1,489,216	259,617
無形固定資産の取得による支出	86,118	92,378
事業譲受による支出	-	2 634,788
短期貸付金の純増減額(は増加)	-	858,309
長期貸付けによる支出	37,785	-
長期貸付金の回収による収入	6,184	1,050
その他	83,000	34,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	230,741	1,705,351
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	794,922	1,995,684
長期借入れによる収入	1,400,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	192,133	88,651
社債の償還による支出	53,400	53,400
株式の発行による収入	95,518	-
自己株式の取得による支出	60,622	771,215
配当金の支払額	281,975	260,587
その他	693	149,248
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,771	1,672,582
現金及び現金同等物に係る換算差額	50,536	36,409
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	763,022	774,716
現金及び現金同等物の期首残高	4,195,004	4,958,026
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,958,026	1 4,183,310

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

(株)日貿

Universal Finance Company Limited

(株)日本輸出自動車検査センター

Dolphin Shipping New Zealand Limited

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Nichibo Asia Sdn Bhd

JEVIC Singapore Pte Ltd.

PT Oto Bid Indonesia

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名

Budget Car Auctions 2013 Limited

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

会社名

Nichibo Asia Sdn Bhd

JEVIC Singapore Pte Ltd.

PT Oto Bid Indonesia

(持分法を適用範囲から除外した理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ デリバティブ

時価法を採用しております。

ロ たな卸資産

当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ハ リース資産
使用権資産については、定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金
当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、のれんの帰属する事業ごとに超過収益力の効果の発現する期間を見積り、20年以内の一定の年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- イ 繰延資産の処理方法
株式交付費は、全額費用として処理しております。
 - ロ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ハ 連結納税制度の適用
当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。
 - ニ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

当社グループは、当連結会計年度の期首より、在外連結子会社において、IFRS第16号(リース)を適用しています。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を適用しております。

基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産の「リース資産」が433,474千円、流動負債の「その他」127,882千円及び固定負債の「その他」316,487千円が増加しております。

また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下、「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「売掛金」に含めていた「販売金融債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「売掛金」に表示していた9,137,312千円は、「売掛金」5,203,640千円、「販売金融債権」3,933,672千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示しておりました250,208千円は、「その他」241,845千円、「減損損失」8,362千円として組み替えております。

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「売上債権の増減額」に含めて表示しておりました「販売金融債権の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「売上債権の増減額」に表示しておりました1,110,803千円は、「売上債権の増減額」43,143千円、「販売金融債権の増減額」1,153,947千円として組み替えております。

前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示しておりました61,315千円は、「自己株式の取得による支出」60,622千円、「その他」693千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う会計上の見積りの不確実性について)

世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大を受け、各国における経済活動が停滞し、深刻な影響が生じております。当社グループにおける事業の主要市場であるニュージーランドにおいても同様に、経済活動の急速な減速を伴う影響を受けております。

当連結会計年度末において、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価などの会計上の見積りにおいては、その基礎となる車両の販売やレンタカーの稼働等の将来に係る見通しについて、COVID-19による影響が徐々に収束するかもしれないものの、翌連結会計年度末(2021年3月期)までは、一定の影響が残るものとの仮定を置いています。

なお、COVID-19の今後の拡大や収束時期等の見積りについては不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
たな卸資産	1,362,937千円	667,774千円
流動資産 その他	385,160	454,906
建物及び構築物	620,806	523,010
土地	651,071	534,911
計	3,019,974	2,180,603

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	1,500,000千円	1,700,000千円
1年内返済予定の長期借入金	918,143	-
長期借入金	-	778,910
計	2,418,143	2,478,910

2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	1,934,459千円	1,160,867千円
仕掛品	29,905	19,574
原材料及び貯蔵品	8,280	13,355
計	1,972,644	1,193,797

3 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,291,198千円	1,378,997千円

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産 その他 (関係会社株式)	1,319千円	0

5 当社及び一部の連結子会社においては、運転資金及び設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	12,472,858千円	13,326,888千円
借入実行残高	8,019,281	9,119,620
差引額	4,453,576	4,207,267

6 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式会社日本輸出自動車検査センター	100,000米ドル	200,000米ドル
Optimus Group Australia Pty Ltd	-	6,500,000豪ドル

7 財務制限条項

前連結会計年度(2019年3月31日)

当社のコミットメントライン契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・純資産の部の金額を2018年3月期決算における純資産の部の金額の80%以上に維持すること
- ・営業損益を黒字に維持すること

また海外連結子会社の当座貸越契約及び貸出コミットメント並びに一部の借入契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・銀行の事前同意なしに株主に対する配当を行わないこと
- ・銀行の同意なしに貸出方針等に不利な内容の重大な変更を行わないこと
- ・一顧客又はグループに対してNZ\$50,000を超える新規貸付を行わないこと
- ・インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍を下回らないこと
- ・純資産の有形固定資産に対する割合が50%以上であること
- ・対外債務の債権に対する割合が60%以下であること
- ・7日以上返済遅延の割合が借入総額の15%以下であること
- ・貸倒損失の合計が債権の5%を上回らないこと
- ・賃貸収入の利息費用に対する割合が1.5倍以上であること
- ・土地の価格に対する負債の割合が62%を超えないこと
- ・銀行の許可なしに関連当事者に資金提供を行わないこと

当連結会計年度(2020年3月31日)

当社のコミットメントライン契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・純資産の部の金額を2019年3月期決算における純資産の部の金額の80%以上に維持すること
- ・営業損益を黒字に維持すること

また海外連結子会社の当座貸越契約及び貸出コミットメント並びに一部の借入契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・銀行の事前同意なしに株主に対する配当を行わないこと
- ・銀行の同意なしに貸出方針等に不利な内容の重大な変更を行わないこと
- ・一顧客又はグループに対してNZ\$50,000を超える新規貸付を行わないこと
- ・インタレスト・カバレッジ・レシオが1.25倍を下回らないこと
- ・借入会社の純資産とグループ会社からの借入等の合計額の有形資産合計に対する割合が50%以上であること
- ・借入会社の総借入額に占める一つの金融機関の比率が60%以下であること
- ・7日以上返済遅延の割合が借入総額の7.5%以下であること
- ・貸倒損失の合計が債権の5%を上回らないこと
- ・賃貸収入の利息費用に対する割合が1.5倍以上であること
- ・土地の価格に対する負債の割合が62%を超えないこと
- ・銀行の許可なしに関連当事者に資金提供を行わないこと

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(は戻入額)が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
34,965千円	9,097千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	398,357千円	355,171千円
従業員給料及び賞与	1,566,121	1,593,214
賞与引当金繰入額	35,960	44,372
退職給付費用	32,850	45,301
業務委託費	599,112	595,298
支払報酬	294,646	261,707
支払手数料	116,924	134,498
減価償却費	96,153	174,239

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	5,903千円	17,244千円
土地	548,728	-
計	554,631	17,244

- 4 関係会社清算益の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結子会社MD Distributors Limitedの清算に伴うものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

- 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	9,213千円	6,028千円
機械装置及び運搬具	4,955	480
土地	6,976	6,681
工具、器具及び備品	2,566	598
ソフトウェア	2,996	1,331
計	26,708	15,120

6 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
大阪府高石市	遊休資産	機械及び装置

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記の遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,362千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、機械及び装置8,362千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
ニュージーランド	-	のれん

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、ニュージーランドでレンタカー事業を行っているUniversal Rental Cars Limitedを通じて行われた事業譲受より発生したのれんについて、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(64,088千円)として特別損失に計上しております。

なお、減損損失を測定する際の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14%で割り引いて算定しております。

その他、日本国内子会社において、設備の遊休化による減損損失4,204千円が発生しており、特別損失に計上しております。なお、このうちの一部(2,954千円)は、事業撤退損に含めて計上しております。

7 事業撤退損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の連結子会社である(株)日買におけるドバイ緑化事業の撤退によるものであり、関連する棚卸資産の評価損や固定資産の減損損失が含まれます。

8 その他の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

Vehicle Inspection New Zealand Limited(連結子会社): 検査場において発生した事故に関するNZ労働安全局からの罰金見込額(24,643千円)を特別損失に計上しております。

(株)日本輸出自動車検査センター(連結子会社): 出資先の解散による出資金評価損(5,609千円)を特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	107,321千円	1,060,636千円
組替調整額	6,492	-
為替換算調整勘定	100,829	1,060,636
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	248	1,263
その他の包括利益合計	101,077	1,061,899

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	5,293,125	59,920	-	5,353,045
合計	5,293,125	59,920	-	5,353,045
自己株式				
普通株式(注)3.	33	44,623	-	44,656
合計	33	44,623	-	44,656

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加59,920株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加44,623株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加44,600株、単元未満株式の買取りによる増加23株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	137	利益剰余金	26	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	144	利益剰余金	27	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	159	利益剰余金	30	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	5,353,045	-	-	5,353,045
合計	5,353,045	-	-	5,353,045
自己株式				
普通株式（注）3.	44,656	896,900	-	941,556
合計	44,656	896,900	-	941,556

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加896,900株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	159	利益剰余金	30	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	101	利益剰余金	23	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会	普通株式	110	利益剰余金	25	2020年3月31日	2020年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	4,958,026千円	4,183,310千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	4,958,026	4,183,310

2 当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	5,328 千NZドル
固定資産	3,466
資産合計	<u>8,794</u>

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融資産での運用に限定しております。また、運転資金は、自己資金及び銀行等金融機関からの借入等により、設備投資資金で、大規模な投資案件については、直接金融または間接金融により資金需要に応じ、調達することとしております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引を行う際には、取引の内容及び事由を付して、取締役会の決裁を経て行い、その結果については適宜報告を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、当社グループ各社の財務経理部門又は与信管理部門が所管となり、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関等に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、当社グループ各社が、取引権限及び取引限度額等のルールを当社の取締役会及び各社の取締役会の承認を得て定めております。そのルールに従い、各社は日々のオペレーションを行い、月次の取引実績について、当社の財務部及び各社の取締役会に適宜報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、当社財務部が所管部となり、適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。((注)2参照)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,958,026	4,958,026	-
(2) 売掛金	5,203,640	5,203,640	-
(3) 販売金融債権	3,933,672	3,915,909	17,763
資産計	14,095,338	14,077,575	17,763
(1) 買掛金	523,579	523,579	-
(2) 短期借入金	7,101,138	7,101,138	-
(3) 未払法人税等	338,023	338,023	-
(4) 社債(*1)	132,500	136,189	3,689
(5) 長期借入金(*2)	2,408,681	2,444,805	36,124
負債計	10,503,921	10,543,734	39,813
デリバティブ取引(*3)	19,277	19,277	-

(*1) 1年内償還予定の社債は社債に含めて表示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については示してあります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,183,310	4,183,310	-
(2) 売掛金	6,124,204	6,124,204	-
(3) 販売金融債権	5,111,843	5,083,874	27,968
資産計	15,419,357	15,391,388	27,968
(1) 買掛金	344,603	344,603	-
(2) 短期借入金	8,771,530	8,771,530	-
(3) 未払法人税等	86,519	86,519	-
(4) 社債(*1)	79,100	80,641	1,541
(5) 長期借入金(*2)	3,193,544	3,224,852	31,308
負債計	12,475,296	12,508,145	32,849
デリバティブ取引(*3)	362,645	362,645	-

(*1) 1年内償還予定の社債は社債に含めて表示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については示してあります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 販売金融債権

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。その他については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	2,947	18,492

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,958,026	-	-	-
売掛金	5,203,640	-	-	-
販売金融債権	1,927,512	2,006,160	-	-
合計	12,089,178	2,006,160	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,183,310	-	-	-
売掛金	6,124,204	-	-	-
販売金融債権	2,527,138	2,584,704	-	-
合計	12,834,652	2,584,704	-	-

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	7,101,138	-	-	-	-	-
社債	53,400	53,400	25,700	-	-	-
長期借入金	994,047	45,634	1,124,000	124,000	121,000	-
合計	8,148,585	99,034	1,149,700	124,000	121,000	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	8,771,530	-	-	-	-	-
社債	53,400	25,700	-	-	-	-
長期借入金	45,634	1,147,076	1,228,574	446,664	325,596	-
合計	8,870,564	1,172,776	1,228,574	446,664	335,596	-

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ニュージーランド ドル	4,041,163	-	18,666	18,666
	買建 米ドル	42,611	-	611	611
合計		4,083,774	-	19,277	19,277

(注)時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ニュージーランド ドル	4,235,978	-	359,954	359,954
	買建 米ドル	42,957	-	2,690	2,690
合計		4,278,936	-	362,645	362,645

(注)時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。また、一部の海外連結子会社は、確定拠出制度を採用しております。

なお、当社及び一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	131,450千円	153,690千円
退職給付費用	23,290	31,320
退職給付の支払額	1,050	9,690
退職給付に係る負債の期末残高	153,690	175,320

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	153,690千円	175,320千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153,690	175,320
退職給付に係る負債	153,690	175,320
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153,690	175,320

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度23,290千円 当連結会計年度31,320千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度33,800千円、当連結会計年度35,993千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 (監査等委員である取締役を除く) 当社従業員 3名 当社子会社取締役 9名 当社子会社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1.2.	普通株式 396,970株
付与日	2016年4月15日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年4月15日 至 2026年4月14日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	194,740
権利確定	-
権利行使	-
失効	52,430
未行使残	142,310

(注) 2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,602
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数をもとに1株当たりの価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	26,514千円	10,512千円
貸倒引当金	29,201	55,536
賞与引当金	19,708	21,766
棚卸資産未実現損益	24,571	31,763
税務上の繰越欠損金 (注) 2 .	581,312	461,212
減価償却超過額	11,903	25,074
退職給付に係る負債	51,877	59,169
減損損失	32,511	3,883
その他	112,737	124,120
繰延税金資産小計	890,338	793,039
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 .	350,601	365,555
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	49,042	124,493
評価性引当額小計 (注) 1 .	399,644	490,048
繰延税金資産合計	490,694	302,990
繰延税金負債		
減価償却費	159,718	14,298
海外子会社留保利益	46,724	46,235
その他	2,184	69,504
繰延税金負債合計	208,626	130,039
繰延税金資産の純額	282,067	172,951

(注) 1 . 評価性引当額が90,404千円増加しております。この主な内容は、国内連結子会社において、将来減算一時差異に対する評価性引当額が増加したことによります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2019年 3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年越	合計
税務上の繰越 欠損金 (1)	-	-	-	511,952	69,360	581,312
評価性引当額	-	-	-	350,601	-	350,601
繰延税金資産	-	-	-	161,350	69,360	(2) 230,711

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産230,711千円については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年越	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	1,510	455,013	4,689	461,212
評価性引当額	-	-	1,510	364,045	-	365,555
繰延税金資産	-	-	-	90,967	4,689	(2) 95,657

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産95,657千円については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	1.3
住民税均等割	0.1	0.2
税額控除	0.8	-
評価性引当額の増減額	11.1	9.4
子会社との税率差異	0.5	0.6
税制改正	-	11.6
過年度法人税等	-	2.6
その他	0.2	0.6
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	20.3	33.7

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、100%子会社であるUniversal Rental Cars Limited(以下、「UR」)を通じて、ニュージーランドでレンタカー事業を行っているUSAVE Car & Truck Rentals Limited(以下、「USAVE」)の関連事業及び資産を買収しました。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 USAVE Car & Truck Rentals Limited

事業の内容 レンタカー事業

企業結合を行った主な理由

当社は成長戦略の1つとしてパリューチェーンの延伸を掲げており、その一環として、B to Cビジネスであるサービス事業におけるレンタカー事業の収益力強化を目指し、レンタカー事業の買収を検討して参りました。今回の買収対象であるUSAVEのレンタカー事業は、ニュージーランド国内需要への対応を中心とした基盤を持っており、URにて取り組んできた観光客需要対応を中心としたレンタカー事業とは異なる特徴を持っております。本事業買収により、当社グループとして、USAVEが持つニュージーランド国内需要を中心とした顧客基盤を引き継ぎ、URが持つ観光需要への対応と合わせて収益規模を拡大させ、また、重複する拠点の統合等により、効率的な事業運営と収益力強化ができると考えております。

企業結合日

2019年4月1日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後の企業の名称

Universal Rental Cars Limited

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とする資産の取得のためです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間
2019年4月1日から2020年3月31日まで

(3) 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	8,400 千NZドル
取得原価		8,400 千NZドル

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,206千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

発生したのれん
の金額

3,466千NZドル

発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

有形固定資産 5,328千NZドル

無形固定資産 3,466千NZドル

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、自社及び子会社で使用することを主な目的とするオフィスビル及び倉庫(土地を含む。)、並びに遊休不動産を有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	93,343	125,471
期中増減額	32,127	50,510
期末残高	125,471	74,960
期末時価	120,792	73,018
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,248,687	1,598,405
期中増減額	650,281	196,091
期末残高	1,598,405	1,402,314
期末時価	1,752,812	1,509,424

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、不動産取得等(32,127千円)であります。当連結会計年度の主な減少は、不動産売却等(50,510千円)であります。
3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、不動産取得等(278,353千円)であり、主な減少は不動産売却等(896,507千円)であります。当連結会計年度の主な増加は、不動産取得等(27,952千円)であり、主な減少は為替差損差額等(224,043千円)であります。
4. 期末の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額等によっております。
- また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	475	3,098
賃貸費用	4,050	1,561
差額	3,574	1,563
その他(売却損益等)	-	6,681
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
賃貸収益	47,493	45,946
賃貸費用	79,049	56,092
差額	31,555	10,145
その他(売却損益等)	548,728	-

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、各事業におけるバリューチェーンでの位置付けと、主たる担当業界を基礎として報告セグメントを区分しております。

すなわち、バリューチェーンの川上に位置する「貿易」セグメント、次の段階にポジションを置く「物流」セグメント、「サービス」セグメント及び「検査」セグメントの4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	貿易	物流	サービス	検査	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,233,998	4,200,301	5,538,804	3,671,011	25,644,115	-	25,644,115
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,079,631	546,356	81,778	1,027,437	3,735,203	1,375,612	5,110,815
計	14,313,629	4,746,658	5,620,582	4,698,448	29,379,318	1,375,612	30,754,931
セグメント利益又は損失()	70,776	516,627	104,232	878,824	1,428,907	289,064	1,717,972
セグメント資産	8,478,661	1,327,140	9,354,169	3,318,329	22,478,301	20,845,971	43,324,272
その他の項目							
減価償却費	23,362	14,041	174,256	99,015	310,676	24,107	334,783
持分法適用会社への投資額	-	-	9,338	-	9,338	-	9,338
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産の増加額	21,426	149,034	353,838	672,640	1,196,940	64,839	1,261,779

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない純粋持株会社である提出会社及び地域を統括する中間持株会社のOptimus Group New Zealand Limited、Optimus Group Australia Pty Ltdのものであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	貿易	物流	サービス	検査	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,661,974	4,630,707	5,968,209	3,240,611	26,501,501	19,250	26,520,752
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,555,927	678,202	81,466	1,168,051	4,483,648	1,449,062	5,932,710
計	15,217,901	5,308,909	6,049,675	4,408,662	30,985,149	1,468,312	32,453,462
セグメント利益	166,194	454,001	141,252	608,883	1,370,332	326,342	1,696,674
セグメント資産	8,440,696	1,743,613	10,347,557	3,156,552	23,688,420	22,801,658	46,490,079
その他の項目							
減価償却費	24,162	11,458	243,721	217,537	496,879	15,317	512,197
持分法適用会社への投資額	-	-	14,305	-	14,305	-	14,305
のれんの償却額	-	-	40,681	-	40,681	-	40,681
有形固定資産の増加額	23,244	14,256	515,327	410,770	963,599	42,720	1,006,320

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない純粋持株会社である提出会社及び地域を統括する中間持株会社のOptimus Group New Zealand Limited、Optimus Group Australia Pty Ltdのものであります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	29,379,318	30,985,149
「その他」の区分の売上	1,375,612	1,468,312
セグメント間取引消去	5,110,815	5,932,710
連結財務諸表の売上高	25,644,115	26,520,752

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,428,907	1,370,332
「その他」の区分の利益	289,064	326,342
調整額(注)	401,733	376,905
連結財務諸表の営業利益	1,316,238	1,319,769

(注) 調整額の内容は、主にセグメント間取引消去のものであります。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	22,478,301	23,688,420
「その他」の区分の資産	20,845,971	22,801,658
調整額(注)	20,643,596	22,635,765
連結財務諸表の資産合計	22,680,676	23,854,313

(注) 調整額の内容は、主にセグメント間取引消去のものであります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	310,676	496,879	24,107	15,317	8,150	5,698	326,633	506,498
持分法適用会社への投資額	9,338	14,305	-	-	8,019	14,305	1,319	-

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ニュージーランド	その他の地域	合計
553,525	23,548,231	1,542,358	25,644,115

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域：オーストラリア、南アフリカ共和国、アイルランド、英国、アラブ首長国連邦

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	ニュージーランド	その他の地域	合計
930,540	2,582,319	5,674	3,518,534

(注) その他の地域に属する主な国又は地域：オーストラリア、英国

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ニュージーランド	その他の地域	合計
1,002,439	24,507,656	1,010,656	26,520,752

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域：オーストラリア、アイルランド

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	ニュージーランド	その他の地域	合計
843,457	2,780,483	38,027	3,661,969

(注) その他の地域に属する主な国又は地域：オーストラリア、英国

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	貿易	物流	サービス	検査	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	8,362	-	-	8,362

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	貿易	物流	サービス	検査	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	64,088	1,250	-	-	65,338

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	貿易	物流	サービス	検査	その他	全社・消去	合計
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	貿易	物流	サービス	検査	その他	全社・消去	合計
当期末残高	-	-	128,359	-	-	-	128,359

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	福村 康一	(被所有) 直接0.14%	当社取締役	新株予約権の行使 (注)1.	11,998	-	-
役員及びその近親者	荒井 正行	(被所有) -	当社取締役	新株予約権の行使 (注)1. 2.	11,998	-	-
役員及びその近親者	笠原 義隆	(被所有) -	当社取締役	新株予約権の行使 (注)1. 2.	11,998	-	-

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	デimon・スコット・ ジャクソン	(被所有) -	当社取締役 (注)3.	自己株式の取得 (注)4.	634,610	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 新株予約権の行使は、2016年4月14日に当社臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの、当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 荒井正行氏及び笠原義隆氏は、2018年6月27日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額は取締役退任までの取引について記載しております。
3. デimon・スコット・ジャクソン氏は、2019年8月20日付で(株)オプティマスグループ取締役を退任しております。
4. 自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付方法により取得しており、取引価格は2019年8月20日の終値に基づき算出しております。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	Budget Car Auctions 2013 Limited	ニュージーランドオークランド市	NZD 540,000	中古自動車販売業	(所有) 間接 30.0	商品の販売	中古自動車の販売(注)2	375,060	売掛金	158,849

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	Budget Car Auctions 2013 Limited	ニュージーランドオークランド市	NZD 540,000	中古自動車販売業	(所有) 間接 30.0	商品の販売	中古自動車の販売(注)2	590,254	売掛金	305,208

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,023.48円	2,121.90円
1株当たり当期純利益金額	294.96円	151.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	293.98円	-円

- (注) 1. 当社は、2017年12月26日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、2017年6月30日開催の当社取締役会決議に基づき、2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,573,669	713,123
普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,573,669	713,123
普通株式の期中平均株式数(株)	5,335,184	4,696,404
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	17,771	-
(うち新株予約権(株))	(17,771)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類(新株予約権の数28,462個(普通株式142,310株))。 なお、概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱日貿	第9回無担保社債 (㈱みずほ銀行保証付及び適格 機関投資家限定) (注)1.2.	年月日 2006.9.11	132,500 (53,400)	79,100 (53,400)	2.05	なし	年月日 2021.9.10
合計	-	-	132,500 (53,400)	79,100 (53,400)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
53,400	25,700	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,101,138	8,771,530	1.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	994,047	45,634	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	693	128,575	5.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,414,634	3,147,910	1.7	2022年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,733	317,527	5.0	2021年～2028年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	9,512,245	12,411,176	-	-

(注)1.平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,147,076	1,228,574	446,664	325,596	-
リース債務	87,853	61,949	36,664	30,099	99,369

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	6,098,010	11,868,416	18,413,181	26,520,752
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	127,819	170,063	709,951	1,075,041
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	58,937	93,147	460,157	713,123
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	11.17	18.70	96.05	151.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.17	7.29	96.55	65.10

(注)第4四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,907,040	1,002,393
関係会社短期貸付金	6,600,000	6,700,000
その他	277,757	2324,023
流動資産合計	8,584,798	8,026,417
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,034	47,884
その他	3,815	3,761
有形固定資産合計	54,850	51,646
無形固定資産		
ソフトウェア	18,753	10,791
無形固定資産合計	18,753	10,791
投資その他の資産		
関係会社株式	6,224,062	7,571,899
繰延税金資産	170,595	91,184
その他	195,309	72,835
投資その他の資産合計	6,589,966	7,735,919
固定資産合計	6,663,571	7,798,356
資産合計	15,248,369	15,824,773

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	5,700,000	6,200,000
1年内返済予定の長期借入金	-	31,000
関係会社短期借入金	400,000	250,000
未払金	2,584,280	2,272,270
未払費用	28,783	26,774
賞与引当金	18,357	15,108
その他	82,183	20,473
流動負債合計	6,287,752	6,570,626
固定負債		
長期借入金	1,400,000	2,369,000
退職給付引当金	3,490	3,980
固定負債合計	1,403,490	2,372,980
負債合計	7,691,242	8,943,606
純資産の部		
株主資本		
資本金	431,100	431,100
資本剰余金		
資本準備金	1,614,926	1,614,926
その他資本剰余金	2,931,212	2,931,212
資本剰余金合計	4,546,139	4,546,139
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,640,590	2,735,845
利益剰余金合計	2,640,590	2,735,845
自己株式	60,703	831,918
株主資本合計	7,557,127	6,881,167
純資産合計	7,557,127	6,881,167
負債純資産合計	15,248,369	15,824,773

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	401,775	500,000
経営指導料	787,881	859,970
その他	1,500	-
営業収益合計	1,191,156	1,359,970
一般管理費	1,210,657	1,210,471
営業利益	125,446	312,348
営業外収益		
受取利息	189,389	177,681
受取賃貸料	126,131	19,381
その他	2,471	1,058
営業外収益合計	117,992	88,120
営業外費用		
支払利息	172,972	164,369
為替差損	6,636	5,159
株式交付費	473	-
その他	1,560	3,142
営業外費用合計	81,642	72,671
経常利益	161,796	327,798
特別利益		
固定資産売却益	539,437	-
抱合せ株式消滅差益	407,240	-
特別利益合計	946,677	-
特別損失		
固定資産売却損	229	-
固定資産除却損	2,212	-
特別損失合計	2,441	-
税引前当期純利益	1,106,031	327,798
法人税、住民税及び事業税	50,053	107,583
法人税等調整額	170,595	79,410
法人税等合計	120,541	28,172
当期純利益	1,226,573	355,971

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	383,104	1,566,930	2,931,212	4,498,143	1,696,168	1,696,168	80	6,577,335	6,577,335
当期変動額									
新株の発行	47,995	47,995	-	47,995	-	-	-	95,991	95,991
剰余金の配当	-	-	-	-	282,151	282,151	-	282,151	282,151
当期純利益	-	-	-	-	1,226,573	1,226,573	-	1,226,573	1,226,573
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	60,622	60,622	60,622
当期変動額合計	47,995	47,995	-	47,995	944,422	944,422	60,622	979,791	979,791
当期末残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,640,590	2,640,590	60,703	7,557,127	7,557,127

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,640,590	2,640,590	60,703	7,557,127	7,557,127
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	260,715	260,715	-	260,715	260,715
当期純利益	-	-	-	-	355,971	355,971	-	355,971	355,971
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	771,215	771,215	771,215
当期変動額合計	-	-	-	-	95,255	95,255	771,215	675,959	675,959
当期末残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,735,845	2,735,845	831,918	6,881,167	6,881,167

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。その他については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

ロ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合による期末要支給額）の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ニ 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

ホ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う会計上の見積りの不確実性について)

世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大を受け、各国における経済活動が停滞し、深刻な影響が生じております。当社グループにおける事業の主要市場であるニュージーランドにおいても同様に、経済活動の急速な減速を伴う影響を受けております。

当事業年度末において、繰延税金資産の回収可能性の評価などの会計上の見積りにおいては、その基礎となる車両の販売やレンタカーの稼働等の将来に係る見通しについて、COVID-19による影響が徐々に収束するかもしれないものの、翌事業年度末(2021年3月期)までは、一定の影響が残るものとの仮定を置いております。

なお、COVID-19の今後の拡大や収束時期等の見積りについては不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
- 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
金銭債権		
売掛金	39,567千円	31,899千円
立替金	451	173
未収入金	1,770	177,859
金銭債務		
未払金	3	4,106

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社日本輸出自動車検査センター	100,000米ドル	200,000米ドル
Optimus Group Australia Pty Ltd	-	6,500,000豪ドル

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,191,156千円	1,359,970千円
一般管理費	107,659	95,055
営業取引以外による取引高	96,292	87,946

2 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	299,073千円	239,802千円
従業員給料及び賞与	242,714	247,783
業務委託費	151,115	139,448
支払報酬	87,520	80,618
減価償却費	25,175	14,175
賞与引当金繰入額	18,357	15,108

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 6,224,062千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 7,571,899千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
繰延資産償却超過額	- 千円	5,308千円
未払事業税	4,980	387
賞与引当金	5,622	4,627
減価償却費	749	281
退職給付引当金	1,069	1,219
税務上の繰越欠損金	505,078	448,302
外国税額控除	6,003	-
その他	-	886
繰延税金資産小計	523,500	461,010
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	343,726	359,359
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,178	9,542
評価性引当額小計	352,905	368,902
繰延税金資産合計	170,595	92,108
繰延税金負債	-	923
繰延税金負債合計	-	923
繰延税金資産の純額	170,595	91,184

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等の損金不算入額	-	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.1	46.8
評価性引当額の増減	7.2	8.2
住民税均等割	0.1	0.3
繰越外国税額控除の消滅による税効果取崩額	-	3.7
合併による影響額	22.7	-
その他	0.6	5.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.9	8.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	51,034	285	-	3,435	47,884	3,990
	車両運搬具	1,157	-	-	578	578	1,945
	工具、器具及び備品	2,658	1,429	-	904	3,183	3,372
	計	54,850	1,714	-	4,918	51,646	9,308
無形 固定資産	ソフトウェア	18,753	1,100	-	9,062	10,791	-
	計	18,753	1,100	-	9,062	10,791	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	18,357	15,108	18,357	15,108

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.optimusgroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第5期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年6月27日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第6期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出
(第6期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日関東財務局長に提出
(第6期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2019年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
2019年8月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。
2020年6月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自2019年6月1日 至2019年6月30日) 2019年7月10日関東財務局長に提出
報告期間(自2019年7月1日 至2019年7月31日) 2019年8月7日関東財務局長に提出
報告期間(自2019年8月1日 至2019年8月31日) 2019年9月4日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティマスグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティマスグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。